

# 田原本町議会会議録目次

○ 6月3日（第2日）

開議（午前 10 時 00 分） ..... 2-5

一般質問

1. 6番 西川 六男 議員 ..... 2-5

1. 近鉄田原本駅前の整備・開発について

- ・西側に続きなぜ南側なのか。
- ・東側を優先すべきではないのか。
- ・北側や笠縫駅前西側の整備・開発は。

2. 旧・第一体育館の用地の今後の活用について

- ・売却ではなく公共用地として活用を。

3. “ももたろう号”をもっともっと便利にするために

- ・土、日にも運行を。
- ・停留所の増設を。

4. 五光温泉前の道路の整備について

- ・整備の進捗状況を報告いただきたい。

5. ごみ中継施設の建設について

- ・なぜ“矢部”なのか。
- ・土地所有者、周辺土地所有者・周辺自治会等の説明及び同意は。

2. 10番 植田 昌孝 議員 ..... 2-21

1. 駅前広場の活用について

駅前広場の活用について一般の町民の方に利用していただきやすくするためにマニュアルを設ける事について、又今後の取り組みについて

2. 空き家対策について

田原本町内の空き家件数と今後の取り組みについて

3. 大字共有地の取り扱いについて

現在の田原本町内の共有地を今後どのように取り扱っていくのか

3. 9番 吉田容工議員…………… 2-29

1. 開発許可について

①これまでの開発行為で設置された公共施設はすべて町の名義に変更できていますか。

②本町では、いつの時点で、所有権を取得されていますか。寄付されたかどうかの管理はどうされていますか。

2. ごみ中継施設について

①用地取得、施設建設はどこまで進んでいますか。

②中継地についてどう対応されるのか。粗大ごみはどう対応されるのか。

③現在の焼却場をつなぎとして使わせてもらうよう6か大字にお願いする決意はありますか。

3. 中学校給食について

①教育委員会は教育の一環としての学校給食をどのように考えていますか。

②小・中学校における食育に関する学習会で、給食の役割をどのように位置づけられたのか。

③教育委員会が、教育の一環としての中学校給食を実施すべしと判断したときは、実施にゴーサインを出されますか。

4. 11番 松本美也子議員…………… 2-47

防災関連について

(1) 災害時に子どもたちがアレルギーを心配せずに食べられる学校給食用非常食「救給カレー」の備蓄について

(2) 避難所運営ゲーム(HUG)の活用について

公会計改革について

新基準による地方公会計整備について

5. 5番 古立憲昭議員…………… 2-53

道路・橋の老朽化について

幼稚園における預かり保育について

ヘルプカード推進について

6. 4番 森 良子 議員 ..... 2-6 3

就学援助制度について

①就学援助は生活保護基準引き下げに連動させず、独自の手立てで対象を減らさない考えはありますか。

②就学援助の通知をもっと分かりやすく改善するつもりはありますか。

③修学旅行費は一定額でなく、全額支給する考えはありますか。

7. 1番 阪東 吉三郎 議員 ..... 2-6 7

公営住宅の住民の安心・安定的供給について

「奈良県住生活ビジョン」に示している県営住宅、市町村営住宅の連携と民間活力の活用を図る、とした県との連携は行っているのか、田原本町としては公営住宅の在り方をどのように考えているのか。

総括質疑（報第6号より議第33号までの13議案について） ..... 2-6 9

散会（午後3時12分） ..... 2-8 2

平成26年 第2回 定例会

## 田原本町議会会議録

平成26年6月3日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

### 1. 出席議員（13名）

1番	阪東吉三郎君	2番	森井基容君
4番	森良子君	5番	古立憲昭君
6番	西川六男君	7番	竹邑利文君
8番	辻一夫君	9番	吉田容工君
10番	植田昌孝君	11番	松本美也子君
12番	小走善秀君	13番	吉川博一君
14番	松本宗弘君		

---

### 1. 欠席議員（1名）

3番 安田喜代一君

---

### 1. 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

---

### 1. 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	鍬田芳嗣君	総務部参事	北口尚吾君
住民福祉部長	持田尚顕君	産業建設部長	福岡伸卓君
上下水道部長	岡努君	秘書広報課長	岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

---

## 平成26年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月3日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 6番 西川六男議員

1. 近鉄田原本駅前の整備・開発について

- ・西側に続きなぜ南側なのか。
- ・東側を優先すべきではないのか。
- ・北側や笠縫駅前西側の整備・開発は。

2. 旧・第一体育館の用地の今後の活用について

- ・売却ではなく公共用地として活用を。

3. “ももたろう号”をもっともっと便利にするために

- ・土、日にも運行を。
- ・停留所の増設を。

4. 五光温泉前の道路の整備について

- ・整備の進捗状況を報告いただきたい。

5. ごみ中継施設の建設について

- ・なぜ“矢部”なのか。
- ・土地所有者、周辺土地所有者・周辺自治会等の説明及び同意は。

2. 10番 植田昌孝議員

1. 駅前広場の活用について

駅前広場の活用について一般の町民の方に利用していただきやすくす

るためにマニュアルを設ける事について、又今後の取り組みについて

## 2. 空き家対策について

田原本町内の空き家件数と今後の取り組みについて

## 3. 大字共有地の取り扱いについて

現在の田原本町内の共有地を今後どのように取り扱っていくのか

## 3. 9番 吉田 容工 議員

### 1. 開発許可について

①これまでの開発行為で設置された公共施設はすべて町の名義に変更で  
きていますか。

②本町では、いつの時点で、所有権を取得されていますか。寄付された  
かどうかの管理はどうされていますか。

### 2. ごみ中継施設について

①用地取得、施設建設はどこまで進んでいますか。

②中継地についてどう対応されるのか。粗大ごみはどう対応されるのか。

③現在の焼却場をつなぎとして使わせてもらうよう6か大字にお願いす  
る決意はありますか。

### 3. 中学校給食について

①教育委員会は教育の一環としての学校給食をどのように考えています  
か。

②小・中学校における食育に関する学習会で、給食の役割をどのように  
位置づけられたのか。

③教育委員会が、教育の一環としての中学校給食を実施すべしと判断し  
たときは、実施にゴーサインを出されますか。

## 4. 11番 松本 美也子 議員

### 防災関連について

(1) 災害時に子どもたちがアレルギーを心配せずに食べられる学校給食用  
非常食「救給カレー」の備蓄について

(2) 避難所運営ゲーム（HUG）の活用について

公会計改革について

新基準による地方公会計整備について

5. 5番 古立憲昭 議員

道路・橋の老朽化について

幼稚園における預かり保育について

ヘルプカード推進について

6. 4番 森良子 議員

就学援助制度について

①就学援助は生活保護基準引き下げに連動させず、独自の手立てで対象を減らさない考えはありますか。

②就学援助の通知をもっと分かりやすく改善するつもりはありますか。

③修学旅行費は一定額でなく、全額支給する考えはありますか。

7. 1番 阪東吉三郎 議員

公営住宅の住民の安心・安定的供給について

「奈良県住生活ビジョン」に示している県営住宅、市町村営住宅の連携と民間活力の活用を図る、とした県との連携は行っているのか、田原本町としては公営住宅の在り方をどのように考えているのか。

○総括質疑（報第6号より議第33号までの13議案について）

○散会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一般質問

○議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。質問につきましては、慣例に従いまして既に文書を提出しておりますけれども、時間の都合で一部文章を割愛させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

寺田町長が策定されました第3次総合計画では、「新しい生活拠点たわらもと」をめざして「都市機能を活かしたまちづくりを進める」としておいでになります。このまちづくりに関して、策定者である寺田町長に2点、まちづくりの実務について関係部長に3点の質問をいたします。

最初に、近鉄田原本駅前の整備、開発について、町長に質問したいと思います。

田原本町の「新しい生活拠点たわらもと」を目標に「都市機能を活かしたまちづくり」を進める上で、近鉄田原本駅前の整備は最重要の課題の一つだと私は考えます。

この近鉄田原本駅前の整備の課題につきましては、平成24年3月に策定されました第3次総合計画後期基本計画で、『中心市街地の持続的な発展のために、「人々が住まい・賑わう暮らし良い田原本駅前をめざします』としておられます。

かつて近鉄田原本駅前の混雑と閉塞状況を解消し、にぎわいを創出するために近鉄田原本駅と当時の大和鉄道田原本駅の統合が検討されました。

しかし、今日的段階においては、近鉄の経営方針や用地の確保などから両駅の統合は困難であると言わざるを得ません。そのため、まちづくりのために、この近鉄田原本駅前を何とかしなければないと考えたとき、最優先すべきは駅前の東側の整備・開発ではないかと私は考えます。

この近鉄田原本駅前東側につきましては、町民の方々からも「通勤・通学時間帯の歩行者、自動車、タクシーなどが入り乱れての混雑を何とかしてほしい」「田原本のいわば玄関先である。最優先で整備すべきである。」といった意見を多くいただいております。

一方、これまでに駅前の西側につきましては、森町長の構想が寺田町長のご努力によりまして一定整備されました。

そして今、寺田町長は南側の整備・開発を実施しようと考えておられますけれども、その前に、まず東側の整備に取りかかるべきではないでしょうか。

駅前東側は、確かに土地の所有者や借地・借家や営業権など、権利関係が複雑ですが、営業しておられる商店等の活動が低迷している現状もあり、必要性の認識に基づき、地道な努力と熱意で整備・開発に取り組むべきだと考えます。

私はさらに、この東側に続き、駅前の北側の整備・開発に取り組むべきではないかと考えております。近鉄田原本駅と西田原本駅の乗り換えのための歩道が北側にあり、人の流れから考えて、この間の“にぎわい”を創出するために更地なども散見し、閑散としている北側の整備と開発を行うべきだと考えます。

さらにまた、私は現在大部分の土地が更地になっている近鉄笠縫駅の西側は整備のチャンスであると、これまでにも提案してまいりました。

近鉄笠縫駅の東側は、これまで自転車の不法駐車などで乱雑でしたけれども、駐車場を設置し整備をしていただいて綺麗になりました。

また、自動改札機の設置により東改札口が終日利用できるようになり、階段の上り下りをしなくても良くなり、切符売り機は設置されませんでしたけれども、以前に比べて「便利になった！」と好評のご意見を多くいただいております。

しかし、以上のような提案を議会でいたしましたけれども、平成24年12月議会では高村産業建設部長が「田原本駅西側に駅前広場ができた現在も、駅東側は送迎等の車両や歩行者が多いため、現在、田原本駅東側を整備する具体的な予定はない。」

と町の方針を説明し、また、平成26年3月議会で福岡産業建設部長も「近鉄田原本駅東側及び笠縫駅西側の整備計画はない。」との答弁がありました。

寺田町長にお聞きをしたいと思います。

なぜ近鉄田原本駅の東側ではなく、また北側でもない、近鉄笠縫駅前でもなく、近鉄田原本駅前の南側、正確には南西の地区のことだと思いますけれども、この地区的整備・開発を西側に統一して優先的に行おうとしておられるのか説明をいただきたいと思います。

次に、旧第一体育館の用地の今後の活用について、町長に質問したいと思います。これまでの議会などでの論議や予算審査特別委員会の資料などによりますと、旧第一体育館の用地について、町としては次のように考えておられるようです。

「当地は都市計画法に基づく用途を第1種住居地域とし、大規模な店舗やオフィスビルなどの建設を制限するとともに、工場の誘致ができない地域である。

結果、部長会で結論がまとまらず、現時点では売却も含めて検討中である。」とのことです。

ところで、私は議員として田原本中学校の入学式・卒業式に案内をいただき、参加させていただいております。

その式の校歌斎唱になると、来賓としてお越しの方々が大きな声で、時には誇らしげに校歌を歌われます。

入学式では、時として会場の中で来賓席の声の方が一番大きいときがあります。地域の方々、とりわけ卒業生にとっては「おらが学校」であります。

その熱い思いをお持ちの方々が町民の皆様の中には多くおいでになります。その方々の熱い思いが「地域の学校」としての田原本中学校の教育を支えております。

旧第一体育館の場所には、かつて田原本高等女学校が設置され、昭和37年頃まで田原本中学校の校舎、あるいは講堂があり、多くの卒業生にとって学び舎であり、青春の思いのこもった場所であります。この土地を地域や卒業生の思いを大切にした活用方法を検討すべきであると私は考えます。

指摘の第1種住居地域では、3,000平方メートル以下の運動施設、幼稚園・小学校・中学校・高等学校などの学校、図書館、美術館、博物館など、また巡回派出所、自治体の支部・支所などの公共施設及び病院・診療所、保育所などを建設す

ることが認められております。

また、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設も可能であります。

現在、少子高齢化や核家族化の中で全国的に取組みが進められ、樋原市なども実施しておりますように、子どもたちと高齢者の方々の触れ合いを進める施設として、ふれあいセンターなどの用地としても活用できます。

また、近隣公園の公衆便所及び休憩所などとしての活用方法も考えられます。

「部長会で結論がまとまらなかった」「売却も含めて検討している」とのことではありますが、多くの卒業生の思いのこもった中学校の跡地として、また現在の文教施設である中学校の隣接地として、その環境にふさわしい公共施設の用地として、また、まちづくりの一環として適切な活用を検討されることを提案いたします。寺田町長のお考えをお聞きしたいと思います。

続いて3点質問します。担当部長の答弁を求めます。

デマンド型乗合タクシー（愛称：あいのりタクシー「ももたろう号」）は重要な地域の公共交通として運行を実施しております。登録者及び利用者も増え、登録人数は平成24年3月末に898人でしたが、平成25年3月末には315人（35.1%）増加して1,213人になりました。

さらに平成26年2月末には、登録人数が1,337人になり、平成25年3月末と比べると124人（10.2%）もの増加になっております。

平成24年度に利用された方は延べ4,290人にものぼっております。

今後、超高齢社会になる中で移動手段を持たない方や持たなくなった方などの増加が予想され、この移動手段の確保のための事業は、今日全国の多くの市町村が検討・実施していることから、今後も必要欠くことのできない事業になるものと考えられます。

田原本町として、この事業を実施したことにより、今まで外出をしなかった高齢者の方々などが通院や買い物にタクシーを利用するという、タクシーの新しい利用者の掘り起しが行われているのではないかと考えられます。また、ある意味で高齢者の方々が家に引きこもらず外出が多くなることで認知症の防止や介護予防にもつながっているのではないかとも考えられます。

これらのことからも、今後もこの事業につきましては、運行の状況やアンケートの結果を踏まえ、高齢者などの交通弱者の方々に対する重要な地域公共交通としてデマンドタクシーの運行を引き続き実施すべきと考えます。

そして今後、業務タクシーとの棲み分けを考慮しながら、このサービスを必要とされる町民の皆様方のさらなる掘り起こしと利用者の要望を大切にした改善を行い、サービスレベルの質の向上を推し進めることが重要であると私は考えます。

以上の観点から質問いたします。これまで利用者の要望により「9時台・10時台は予約の状況に応じて1便増便する」「予約は利用便の3時間前まで」など改善が進んでおります。また、停留所を平成24年には国保中央病院・保健センター、町内の中学校・小学校、医院・歯科医院を停留所として指定するなど、多いに便利な“ももたろう号”にするための改善が進んでおります。これらの改善は利用されている方々から大変好評であります。

さらに“多いに便利なももたろう号”にするために、次の2点の改善を提案いたします。

超高齢社会になり、また核家族化で、ひとり暮らしの高齢者が増える傾向にある中で、通院、あるいは買い物に“ももたろう号”を必要とされる方が今後も増えると考えられます。

土曜日・日曜日にも通院、あるいは買い物などに利用する方も多くおいでになることからも、利用者から要望の多い「土曜日・日曜日の運行」を実施すべきであると考えます。

また、「年をとると膝が痛くなって、遠い停留所へ歩いて行くのが大変である。近くに停留所があれば助かるのだが……」といった声も多くお聞かせいただいております。

業務タクシーとの棲み分けを考えたときに、町内の道路事情からドア・ツー・ドアは困難であっても、近くの停留所に行くのに困難な方のために、少しでも近い場所に停留所を設置して、利用しやすく多いに便利な“ももたろう号”に改善すべきであると考えます。

そのため住民の方の要望に基づき、自治会から要請があれば停留所を増設することを提案いたします。

以上の2点について、町長の考え方をお示しいただきたいと思います。

次に、五光温泉前の道路の整備について質問いたします。

平成24年第4回定例会で、まちづくりとかかわり、重要な要素である道路の整備について、私は次のような提案をいたしました。

「国道24号線から町役場前を通り保津・宮古に抜ける町道は、今後の発展が予想され、京奈和自動車道・県道桜井田原本王寺線との関係や準工業地域として、また商業施設の進出など、新都市機能の形成を考えれば交通量も増えるものと考えられる。

しかし、五光温泉付近から宮古池までの区間の道路は狭くなっています。歩行者・自動車の通行にも困難性を伴っており、この区間について将来的なまちづくりの観点からも整備・拡張すべきではないか」この私の提案に対して、高村産業建設部長が「五光温泉のボトルネックの問題などの交通安全対策の必要な箇所について道路法線を含んだ概略設計を行い、現在、道路改良工事による国の補助採択を受けるため、県担当課と調整している。補助採択を受けた後、実施設計に取りかかり、歩道の整備を含めて順次全体計画に沿って道路改良工事を進めていきたい。」との答弁がありました。

既に準工業地域内に大型店舗が開店し、今後も企業の誘致に取り組まれると思います。そのためにも道路整備が急がれます。

現在の進捗状況・整備の内容及び今後の予定・完成時期などについて報告をお願いいたします。

次に、ごみ中継施設の建設について質問いたします。

先の3月議会で御所市でのごみ処理施設建設に伴う中継施設の建設に関連して私は質問いたしました。その後の取組みが進んでいることだと思いますので、再度質問したいと思います。

「新施設操業までのごみの処理について、他市町への委託処理を考え現在協議中で、受け入れ施設の能力によっては一部民間委託も必要」とのお考えでありますけれども、新施設操業までのごみの処理の対応についてどのように進んでいるのか、現在の進捗状況を報告いただきたいと思います。

また、収集車・運送用大型収集車の購入費4,000万円を予算計上されており

ますが、具体的に購入の準備が進んでいるのか。進んでいればその購入金額はいくらか、報告をお願いしたいと思います。

次に、中継施設建設についてお聞きをいたします。

この施設は、一般家庭や事業所から持ち込まれる可燃ごみ、一般家庭から持ち込まれる不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの“積み替え”を行うための施設と説明されております。このごみ中継施設について「予定地は国道24号バイパス満田南交差点付近の矢部地区」とのことですが、この場所を最適とされた理由について説明をお願いいたします。

また、中継施設について「既に用地の地権者の了解を概ね得ている」とのことではありますが、その施設用地購入費は、面積が6,840平方メートルで1億5,000万円と報告されております。当初の計画、約4,500平方メートルから6,840平方メートルに増やした理由及びそのことに伴う最終的な地権者数について報告をお願いしたいと思います。

3つ目に、地元及び周辺自治会などに対する説明及び同意について質問いたします。

まず、地元自治会である矢部自治会への説明を行い、同意はあったのか。

議会だよりに掲載されている竹邑利文議員の記事には「周辺自治会の満田・笠縫・多の各自治会に対して説明すべきではないか」との指摘をされております。

既に隣接する樋原市の自治会役員や関係者には事業内容の説明をされたとのことであります、田原本町の周辺自治会に対する説明はされないのか、その考えをお示しいただきたいと思います。

また、建設地に隣接してコンビニが営業されていますけれども、その地権者や営業されている方々への説明・同意はどのようになっているのか、報告をいただきたいと思います。

全般的に、建設予定地に隣接する地権者の説明や同意はどのように考えておられるのか、説明をいただきたいと思います。

以上でございます。再質問は自席で行います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） それでは6番、西川議員の第1番目、「近鉄田原本駅前の整備・開発について」のご質問にお答えします。

近鉄田原本駅前の整備に当たり、平成3年8月に戎1丁目ほか6自治会において、田原本駅東側の開発について反対の決議となり、駅前整備を西側に移行した経緯がございます。

また、平成15年、平成16年にかけまして、駅前広場整備事業と共に市街地再開発事業についても……。（「議長」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 今、部長のほうから答弁をいただいておりますが、私は町長に答弁をお願いしておりますけれども、それはどういうふうにお考えですか。

○議長（辻一夫君） 私は、経緯的なものについては部長より説明を願って、後ほどまとめて町長からお願いしようと思っているんですけれどもね。

○6番（西川六男君） 例えば議員が……。

○議長（辻一夫君） はい。1番、2番のね……。（「時間を止めてあげてください」と呼ぶ者あり）

○6番（西川六男君） ちょっと止めてください、すみません。

議員として町長に質問をしているわけです。それが議長の判断で、そういうふうにされるわけですか。その確認だけしておきます。

○議長（辻一夫君） いや、私としても町長の見解を知りたいという西川議員と同じ思いでございますので、町長にはまとめてお願いしたいと、こういうふうに思つていましたけれどもね。

○6番（西川六男君） それは議長の判断だということで思っておきます。

○議長（辻一夫君） 後ほど町長にお願いしたいと思いますけれども。（「2番目、3番目の質問にありますては、お答えをさせていただきます」と町長呼ぶ）  
お願いします。産業建設部長、続けてください。

○産業建設部長（福岡伸卓君） はい。すみません、そうしたら途中からですけれども。（「はい」と西川議員呼ぶ）

また、平成15年、平成16年にかけまして、駅前広場整備事業と共に市街地再開発事業についても駅前整備事業特別委員会でご審議いただき、まず駅前広場を整

備し、南側の再開発事業を行うことで了承されたところでございます。このような経緯等から議員提案の東側における整備計画はございません。

近鉄笠縫駅西側の公共スペースの整備につきましては、平成24年第4回定例会及び平成25年第3回定例会の一般質問の答弁のとおりでございます。また、前回の都市計画区域区分の見直し時に笠縫駅前周辺を市街化区域に編入し、笠縫駅前の基盤整備の検討もしておりますが、地元同意を得ることができないという経過もあり、課題の一つであると承知をしておりますが、計画はございません。

次に、第4番目、「五光温泉前の道路の整備について」のご質問にお答えします。議員ご質問の五光温泉前の町道根太黒田線は、京奈和自動車道の側道に接続する町道宮古23号線への接続道であり、町内中心部から新しい商業施設へのアクセス道として利用されている利便性の高い道路であります。今年度末にかけて、京奈和自動車道側道が完成するに当たり、インターチェンジアクセス道路としての活用・利便性を踏まえ、地区計画により商業施設の進出も順調に進められている中、周辺道路の整備の重要度も高まっております。

ただ、五光温泉前は、家屋が道路際まで隣接している状況であり、片側歩道を考えた道路幅員9.25メートルとしての道路の拡幅を考えており、町道西新町3号線との交差点改良も考慮して道路法線等を検討し、現在、道路の概略設計を終え、用地交渉を見据えた道路法線の確定を行うと共に実施設計を行っているところでございます。

今後の計画として、土地家屋の鑑定業務を経て、来年度には権利者のご協力をいただき、用地取得を行ってまいりたいと考えております。

次に、第5番目、「ごみ中継施設建設について」、新施設操業までのごみの処理対応についてどのように進んでいるのかのご質問にお答えいたします。

新施設操業までのごみ処理対応の進捗状況につきましては、現在、可燃ごみ、粗大ごみも含め周辺市町に処理をお願いしております。

また、清掃工場操業開始以来、約30年間の長きにわたり周辺6カ大字の皆様には、格別のご理解とご協力を賜ってまいりました。操業延長につきまして、今一度、さらなるご理解とご協力をいただけるようお願いしてまいります。

次に、収集車・運送用大型車両の購入につきましては、ごみ収集用といたしまし

て、パッカー車3台、新施設への持ち込みごみ運搬用といたしまして、パッカー車1台の購入を計画しております。契約から納車まで約1年の期間を要することから債務負担行為により計上しております。また現在、本年8月の入札を予定しており、車種並びに仕様等については選考中でございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍾田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍾田芳嗣君） それでは続きまして、第2番目、「旧・第一体育館の用地の今後の活用について」のご質問にお答えいたします。

昨年度に（旧）第一体育館用地の活用方法について部長会で慎重に検討を重ねてまいりました。当該当地は都市計画法に基づく用途を第一種住居地域で、大規模な店舗やオフィスビルなどの建築を制限する地域であります。交通環境は近鉄田原本駅に近いという利便性はありますが、自動車を利用する場合は道路幅が狭く大型車の寄りつきが厳しい地域であり、この場所を公共施設として利用する必然性もないことから、土地及び建物を一体で売却することが望ましいという方向に至ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 第3番目、「ももたろう号をもっともっと便利にするために」、1点目の「土、日にも運行を」についてのご質問にお答えいたします。

地域公共交通活性化事業の一つでもありますデマンドタクシー「ももたろう号」につきましては、平成22年9月から昨年3月までの実証運行の結果を踏まえまして、昨年4月1日から引き続き運行を実施しております。

昨年度の利用実態を見ますと、延べ4,486回の利用で、登録者数1,354人に対し、実利用者が285人であります。このことから、登録はしたが利用されていない、一定の方に利用回数が多い状況であることが窺えます。また、利用目的は通院が69%、買い物が24%で、93%が通院と買い物であります。月曜日から金曜日までの運行状況では、9時台をピークに、午前中は年齢が70代、80代

の方が多く、利用目的は通院であります。町内の医療機関の状況を見ますと、すべての医療機関は日曜日が休診となり、土曜日の大半は午前中のみ診察であることから、土・日の運行につきましては、運行事業者とも協議し、今後、協議会で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「停留所の増設について」でございますが、平成22年9月から実証運行を開始した当初は、各自治会から134カ所の停留所が推薦され、商業施設、医療機関、公共施設、町内の鉄道駅など26カ所、合計160カ所の停留所でスタートいたしました。その後、町内の小中学校及び医院、歯科医院を、さらに自治会からの要請も含め、現在206カ所の停留所を指定しております。

今後におきましても、利用者の利便性を高めるため、自治会等からの要請があれば検討してまいりたいと考えております。

次に、第5番目の「ごみ中継施設の建設について」のご質問にお答えいたします。ごみ中継所予定地を24号バイパス満田南交差点付近の矢部地区を最適とした理由については、御所市に建設する新施設への利便性を考慮し、24号バイパス沿いを第一と考え、周囲に住居が少ないと、まとまった面積が確保できることなどが選定条件であり、これらを満たす矢部地区を建設予定地に選定したところでございます。

次に、面積が増加したのは、当初、京奈和自動車道の橋脚間の空地に、収集車などの駐車場に考えておりましたが、国土交通省との協議の結果、収集車両の駐車場として利用ができないことから、駐車スペースの取得を図る必要があること、また、本年第1回定例会での清掃工場建設検討特別委員会委員長の報告にもありましたように、搬入・搬出車両を分離した動線を設け、場内での混雑を回避することや、積替え施設から発生する騒音・振動などを考慮した施設配置を行うこと。さらに緑地帯を設け景観を図ることからでございます。なお、地権者は、4名でございます。

次に、中継施設建設予定地の地元である矢部自治会への説明に対し同意はあったのかにつきましては、これまで説明会を実施しご理解をお願いしており、現在、自治会で協議をいただいているところでございます。

次に、田原本町の周辺自治会、隣接所有者、隣接のコンビニの関係者などに対する説明方法、同意はどうなっているのかについては、建設地に隣接する地権者、コ

ンビニ店関係者、周辺自治会についても、施設の目的、概要などを説明し、ご理解をお願いしたところでございます。

中継所は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項及び同施行令第5条の規定による一般廃棄物処理施設に該当しない施設であることから、いわゆる迷惑施設ではありませんので、周辺自治会の法的同意は不要と解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 私は今まで8年ほど議員をしてまいりました。議会でいつも質問をさせていただいております。今回も質問をさせていただいたわけですが、私なりにまちづくりにかかわって、その責任者である町長に対して質問を2点、それから実務を行っている担当部長に3点を質問をいたしました。

先ほど辻議長が部長の答弁で可とする判断をされたことに対して、大変議員として理解できない面を持っております。

私の質問に対する町のお考えをお示しいただきました。不明な点や細部につきまして担当課にお聞きしたいと思います。

ごみの中継基地建設にかかわって質問いたします。町長にお答えをいただきたいと思います。

この中継施設は、平成26年度から平成27年度の2年間で総事業費9億2,221万4,000円をかけて建設すると説明されております。この9億2,000万円余りは、御所市でごみ処理施設を建設することに伴う経費であります。また、運搬車両などの購入費の4,000万円も予定を加えると大きな金額になります。さらに、今議会に3億543万円が追加補正予算として提案されております。

平成24年8月臨時議会などの資料で、御所市で2市1町が建設するときの運搬中継地として5,000万円を必要経費として我々に説明されました。今回、約24倍の12億円余りの中継施設建設費として計上されております。本当に5,000万円で中継地が建設できると考えておられたのでしょうか。御所市で建設を推進するために我々に24分の1の金額を示したとは思いたくはありません。しかし、御所市で五條市と共に建設したほうが、田原本町で単独で建設した場合に、建設費で約35億円安くつくなどの説明でございましたけれども、安くなるとした分がだ

んだんと縮まってきているように思います。これ以上のごみ中継施設建設にかかる経費は増えないのでしょうか。

そこでお聞きしたい。今回予定の24倍のお金をして中継施設の建設をした場合、2市1町で建設する場合の資料として我々に説明された、ごみ処理経理等比較表の金額を訂正しなくてはならないのではないかと思います。試算であるにしても24分の1では許容範囲を超えると私は考えます。町民の皆様はどのように判断されるでしょうか。本当に単独建設に比べ、2市1町で建設したらいくら安くなるのか。正しい情報を議員及び町民の皆様に町長がお示しいただきたいと思います。

また、これまで御所市の地元自治会に環境整備費を支払いましたが、この協力費や環境整備の対象となる地元自治会が当初の1カ所から3カ所に増えました。今後、御所市で建設するごみ処理施設が稼働するであろう25年余りの間に、この中継施設建設のように、当初我々に説明した金額がなし崩し的に負担が増えることにならないのか危惧いたします。この点について、御所市で建設することを提案された町長はどのように考えておられるのか、説明をお願いいたします。

○議長（辻一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） お答えをさせていただきます。

まず1点目、その以前の答弁でありますけれども、私にお聞きいただいたのは今、西川議員でありましたですけれども、これは事務的にお答えをさせていただいたほうがいいという考え方で、部長のほうが答弁をさせていただきました。これは西川議員に対する質問だけではなく、以前からそういうふうにさせていただいているところでございます。

続きまして、第1点目、ごみ施設の比較表はどうなるのかという話であります。

これにつきましては、今回補正予算も出させていただいておりますので、精査をいたしまして、委員会等でお示しをさせていただきたいというふうに考えます。

また、御所市の地元負担がこれ以上増えるんではないかというお考えでありますけれども、これ以上は増えないというふうに私は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 私が質問いたしましたのは、本当に単独建設に比べて2市1

町で建設した場合、当初35億円、建設費で35億円余り安くなるというお話しでございましたけれども、今回の中継施設、これを建設した場合、本当にいくらの金額が単独建設に比べて安くなるのか、そのことをお示しいただきたいと質問いたしました。正対した答えになっていないように思います。

改めて質問いたします。地元自治会の矢部では、中継施設建設について住民投票をされ、賛成が多かったようあります。賛否のどちらであっても矢部の自治会には大きなしこりが残りそうあります。矢部の自治会の当該の土地を持っている方と、周辺の土地の所有者、コンビニの関係者、樋原市を含む周辺の自治会など、それぞれが思いをお持ちのようあります。「結果はどうであれ、残るのはただ1つ。何年、何十年と続く遺恨のみ」とおっしゃっておられる方がおられます。これは建設後にも続くことにもなると考えます。

御所市にごみ処理施設を建設することに伴うごみ中継施設の設置場所として矢部を最適地とお考えになった町長は、この田原本町の町民の間にしこりが起こっている、この状況をどのように感じておられるのか、お聞きしたい。

先ほど1回目の質問で中継基地の建設の最適地として、なぜ矢部なのかをお聞きいたしましたが、現在の西竹田にある清掃工場の用地や建物を利用することは検討されたのでしょうか。6カ大字自治会の了解をいただければ、ごみ中継施設建設費、これは町民の皆様の税金であります。約12億円はもっと少なくなるのではないか。また、矢部のような住民同士のしこりも起きないのではないかと、私は考えます。

協定では来年9月に操業を停止することになっておりますが、先ほどの私に対する答弁の中で、清掃工場の操業の延長について、「今一度、更なるご理解とご協力をいただけるようお願いする」と答弁しておられます。それならば、町の所有である今の施設、建物、用地を活用して中継施設として使用するために周辺6カ大字と話し合われたことがあるのか、町長にお聞きをしたいと思います。

3つ目に、ごみ中継施設建設について、地元矢部自治会長が同意するに当たって提起しておられます条件について報告をいただきたいと思います。その条件に対する田原本町の回答、しておられますけれども、その回答を報告をお願いします。

○議長（辻一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 先ほど言いましたように比較表を出させていただきます。そ

れによりまして、いかに安くつかかということをご説明をさせていただきたいというふうに思います。それが1点目であります。

それから2点目、自治会にしこりが残らないのかということであります。

私、今まで7年半、町長をさせていただきまして、住民の皆様方にすべてにお伺いをしました。「ごみは町が責任を持って焼かなければいけませんね」と言ったときに、100人おられれば100の方は「それはそうや。町が持ってもらわなあかん」とおっしゃるんです。「でも家の横は嫌よ」と言われるんです。これが現実なんですよ。それを踏まえて今、分かってやってきているわけです。

3点目の質問にありましたように、今の現施設を延長すればしこりが残らないのか。とんでもない話です。今まで30年近くにわたり、私たちはその周辺の皆様方にお願いをして、ご迷惑をかけるのを承知でやってきました。しかし、これは必要な施設なんです。それだけは理解をいただかねばならないというふうに考えております。

それから、すみません、次の条件面でありますけれども、具体的なところを私は分かっておりませんので、これは担当のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（辻一夫君） 町長、今、西川議員の質問の中で、現施設の再延長の話し合い云々のことを聞きたいと。

○町長（寺田典弘君） それも含めてお願いをしましたし、今年の自治会長の人がいらっしゃったら、ご存じだと思いますけれども、自治連合会の総会の席でも、私はあいさつの中で、周辺に対します御礼、それと今後のお願いをいたします御所市に對しますお願い、そして、できましたならばお願ひをしたいという話もあいさつの中できさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 総務部参事。（「条件」と西川議員呼ぶ）

○総務部参事（北口尚吾君） 矢部からの質問状の回答を、ちょっとすみません、今持っております。申し訳ございません。（「私は持っていますけれども。町議会議員が持っていて、回答した町が持っていないというのは、おかしな話だと私は思いますけれども」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 私のほうから一言理事者の方に申し上げたいと思いますけれども。そういう大切なものについては、議員もある程度、周知。（「そう」と西川議員呼ぶ）

そして、この場に持ち合わせてほしいという要望だけしておきます、こういう大事なことは。（「議長、時間を止めて持ってきてもらったらよろしいですよね。事前にあるんでしょう。止めてあげて、1分たったけれども、持ってきてもらったらよろしいですね」と呼ぶ者あり）（「あるよ。議員が持っているんだから、理事者が持っていないことはないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） それでは暫時休憩させていただきます。

午前10時40分 休憩

---

午前10時42分 再開

○議長（辻 一夫君） それでは再開いたします。

総務部参事、説明を願います。条件面を。

○総務部参事（北口尚吾君） 平成26年5月19日、矢部の自治会から町に対して質問状が出ております。質問は全部で13項目ございます。

大きな形といたしましては、周辺コンビニに対する、それから周辺地域に対する音・臭い等についての対策をどうするかということが1つと、それから地権者、周辺地権者に対する説明、理解を再度求めるということと、パッカー車等については矢部の村の中を通らないというような主な質問が出て、13項目出ております。

それに対する質問につきましては、音、臭いにつきましては、十分に設備を整えて、それに対する対策を講じるという回答をさせていただいております。

それから隣接に対する説明等につきましては、再度引き続き説明をさせていただきたいという回答をさせていただいております。

パッカー車、矢部の村の中を通らないというようなことでの質問につきましては、パッカー車の中継所の進入につきましては、24号バイパスを主に通過するということで、従来どおり矢部の集落については、通常の収集のみの通行ということで回答させていただいております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 再確認を参事にしたいんですけども、ちょっと分かりにくかったんです。それで質問が何点で、どういうことを言っておられると。回答はいいです。質問だけ、質問か条件、言っておられる条件、もう一遍だけ。（「もう3回ですよ」と呼ぶ者あり）（「3回過ぎたものね」と西川議員呼ぶ）（「いや、3回」と呼ぶ者あり）（「もう3回、もうそれで」と西川議員呼ぶ）

そうですか。（「うん、もうそれで」と西川議員呼ぶ）（「後から資料を各議員に渡しなさいよ、今読んで。録音とって分かりにくいで」と呼ぶ者あり）（「読み上げてくださいよ、せっかく持っておられるんだったら。今、議長が提案したように」と呼ぶ者あり）

いや……。（「それを言わせてくれたほうがいいけれども、議事規則として3回と決まっているからね」と西川議員呼ぶ）

そうしたら後で……。（「議長、3回ですよ」と呼ぶ者あり）

はい。（「それでいい。ルールですから」と西川議員呼ぶ）

そうしたら後でコピー等をして、皆さん方にお見せしたいと、こういうふうに思いますので、お願いします。

以上もちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 議長のお許しを得ましたので質問いたします。まず最初に駅前広場の活用についてお聞きをいたします。

平成22年3月に現在の田原本駅前広場が完成し、その後、駅前広場の活用については、JAが朝市を開催されている以外に、あまり活用されていないのが現状のようであります。私は、駅前広場とは人々が様々な活用を通じて町の活性化に寄与する場として、また他市町村から来られる人たちの「おもてなしの場」として大変重要なスペースでもあると思います。しかし、駅前広場は多目的に活用できる空間で、町民の皆さんにも参加していただきながら、まちの賑わいと活性化につなげるためには活用と管理のルールを作つておく必要があると思います。

以前に駅前広場の利用について担当課にお聞きしましたときには、駅前広場の利用に関する規定は特に作成されていないとのことでした。

田原本駅前広場は町道になっている関係で、道路の使用許可は道路交通法で定められているように工事や測量、ビラ配りなど、構造物の設置にかかわらず道路の交通に支障が出る場合に管轄の警察に申請することになっているようです。また、道路占用許可は、道路上または地下に継続して工作物、物件または施設を設け、使用する場合に道路管理者、田原本町の場合は土木管理課が担当課になっているようありますが、申請することとなっています。道路管理者が通行禁止や措置等、どのようなときに規制をかけるかはマニュアルがあるべきであると思います。

最近、駅前広場の利用に関する内規というものができているようありますが、この内規を正規の規約として条例化しておく必要がないのか、また、この規定に基づき今後駅前広場をどのように活用されていくのか、お聞きしたいと思います。

次に、空き家対策についてお聞きします。

空き家問題は本来所有者が解決すべき問題であります。しかし、人が住まなくなった家は、年月がたてば柱が腐り、倒壊の危険度が増して、強風や、ましてや台風などが来た場合は、壊れた戸や屋根などが近隣に飛んでくる可能性があり、また、ごみの不法投棄や放火などの火災原因にもなりかねません。場合によっては、子どもたちのたまり場やホームレスの出入りなど、犯罪の温床にもなる可能性があり、住民には景観上の問題だけでなく、日々不安を抱きながら生活を送ることになります。

空き家は所有者の私的財産であり、現行の法律では、あくまで所有者の管理責任に委ねられており、近隣や地元自治会において迷惑状態であったとしても第三者が勝手に解体や撤去の処分ができないのが現状であります。あくまで所有者による状況改善を期待するしか手の打ちようがなく、踏み込んだ対処はできません。子どもたちが独立し、残された親がいなくなると空き家になる。子どもや親族が相続を放棄し、空き家の所有者が存在しない場合もたくさんあると聞きます。

奈良県の状況は、平成20年度住宅・土地統計調査によると、県内59万2,600戸の住宅のうち、空き家になっているのは9万6,400戸であります。空き家率は14.6%で、全国平均13.1%、これは7件に1件は空き家という状態だそうですが、より多く、田原本町では12.4%であります。ちなみにお隣の広陵町は7.0%、河合町は6.4%、平群町は8.6%という状況であります。空

き家の23.0%に腐朽、破損があり、建て方別では長屋・木造の共同住宅の4割以上で、一戸建て住宅では4分の1が腐朽・破損しているようあります。

建築基準法では、既存不適格（建築された時点では適法だったが、その後、法令変更により違法となったもの）で、著しく保安上危険または衛生上有害であるものについては、所有者に建築物の除去などの措置を命ずることができ、これを履行しない場合は強制的に撤去（行政代執行）できるとされていますが、実際のところ空き家が既存不適格で著しく危険である必要があり、そういった点ではハードルが高く、除去する場合も最小限の範囲になってしまいます。しかし、条例制定など一歩踏み込んだ政策をしている自治体もあると聞きます。

空き家問題が深刻化するにつれ、景観関係や環境関係の条例などで対応しているケースのほか、新たに独自に空き家対策のための条例を定めているケースもあるようです。埼玉県所沢市では「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」では、所有者に適正な管理を義務づけると共に、住民から管理不全な空き家に関する情報提供があれば、市が実態調査を行い、所有者に助言、指導、勧告できるものとしています。なお、改善がなされない場合は所有者を公表し、最終的には警察などと協議し撤去を依頼できることとなっているようです。所沢市では、この条例制定後は一定の成果を上げているようあります。

また、東京都足立区や和歌山県のように解体費を助成する仕組みを設けている自治体もあります。これは行政代執行に踏み切る手間とリスクを勘案した場合、一定の解体費の助成で速やかに解体されるのであれば、そのほうがはるかに良いという考え方があるようで、行政代執行は手間がかかる上、事後の費用請求がうまくいかないと更地の売却で回収することも覚悟しなければなりません。加えて、行政代執行の妥当性をめぐって訴訟となるリスクも覚悟しなければなりません。空き家撤去を促すために、命令や代執行などのように強制的な手段だけでなく、撤去の費用負担も必要であります。住宅の撤去費用は30坪程度で約100万円かかるともされているようで、この費用を負担できないため放置されている場合もあるようです。

また、長崎市の危険老朽空き家対策事業は、長年使用されず適性に管理されない危険老朽空き家について、建物と土地を長崎市に寄付または無償譲渡するという条件のもとで、空き家撤去費用の一部を最大50万円であります。公費で負担する

というものであります。また、富山県滑川市の危険老朽空き家対策事業は、建物と土地を市に寄付することを条件に、撤去を行い、撤去後の土地の維持管理は地域住民に委託され、撤去費用は長崎県とは違い、全額市が公費で負担しているようで、2008年から2010年までで7件の撤去が行われ、2010年から3年間延長されたようあります。なお、空き家対策については、2008年から設けられている国の補助制度もあるようで十分検討していくべきだと思います。

今後については、自治体の財政状況は一段と厳しい状況になっていくと考えられます、長期的には人口減少になり、無居住地域が増えていくことなどを考慮すると問題がますます大きくなっていくと思われます。空き家の撤去については、財政支援や強制撤去、つまりアメとムチを組み合わせて、特に危険であったり周囲に悪影響を与えるものが、速やかに撤去される仕組みを作つておく必要があると思います。

そこで質問いたします。現在、田原本町で「空き家」になっているのは何件あるのか、また、今後の取組みはどうしていくのか、お答えいただきたいと思います。

最後に、大字共有地の取り扱いについてであります。

土地台帳や登記簿の所有者欄に「○○共有地」など団体名義で記載された土地があります。しかし、これらの名義だけでは、それらの所有者が具体的に誰なのか判然としないわけであります。これらの名義となっている土地は元々旧幕時代からの「村」や「部落」等の入会地（部落有財産）であったようあります。明治22年の町村制施行によって、従来「村」や「部落」という集団が所有する部落有財産（入会地）を合併によって新たにできる町村の公有地に編入しようとしたが、農民の強力な抵抗があったようで、その抵抗を和らげるために一定の範囲で農民の使用権を認める旧慣使用権及び町村内の区、または町村内的一部等の主体と認める旧財産区の制度を設けたようです。

昭和15年、戦争遂行目的のために部落会・町内会が組織化され、昭和18年の市制町村制改正により自己の名前で登記することが可能となりました。その後、部落会・町内会が戦争遂行の下部組織になったとして、ポツダム政令15号、昭和22年5月3日公布ですが、により解散させられ、その財産は2カ月以内に財産を処分しないと市町村に帰属するとされたため、部落会等から個人代表者名で所

有権移転されたものなども発生しましたが、そのままになっていたものもあったようです。

その後、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い、その半年後の昭和27年10月25日に5年ぶりに禁止が解かれると、自治組織として再組織化されるようになります、今日まで続いています。

以上が大字共有地の歴史ですが、今回の質問については、私が住んでいます大字西竹田の共有地の処分の方法についていさか疑問があり、そのことがきっかけで今回の質問に至ったわけあります。

そこで質問に入ります。現在、田原本町内に大字共有地となっている土地などはどれくらいあるのか、また、この土地の取り扱いを今後どのようにするのかをお聞きします。

以上で質問を終わります。再質問がある場合には自席で行います。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（竹邑利文君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） それでは10番、植田議員の第1番目、「駅前広場の活用について」のご質問にお答えいたします。

田原本駅前広場は、議員のお述べのように、町道田原本駅前広場線になっており、道路法・道路交通法の規制がかかります。そこで、幅広く駅前広場を利用していくために、本年4月11日に駅前広場の利用に関する内規を作成いたしました。

地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、今後役場各部署をはじめ各種団体により企画立案をしていただき、多種にわたり駅前広場を活用していただければ良いと考えております。

占用主体としては、田原本町を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会及び田原本町が支援する実施主体、その他、公共上の事由により必要と認める団体を考えており、今のところ新たな条例制定は必要がないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍋田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍼田芳嗣君） それでは続きまして、第2番目、「空き家対策について」のご質問にお答えいたします。

平成20年「住宅・土地統計調査報告」によりますと、田原本町では空き家となっている住宅が1,590戸存在すると公表されています。空き家は個人の所有権があることや、経済的な理由で売却や処分ができないケースや、所有者の権利関係など、空き家となっている様々な事情があると思われ、個人情報やプライバシー保護の観点から実態の把握に至っておりません。

空き家は、防災上も防犯上も生活環境面からも住民に不安を与えることから、他市町村の状況を調査するなど研究してまいりたいと考えております。

今後も空き家対策については、防犯、防火、環境、景観等を原因として、住民生活に重大な影響を及ぼす問題が発生した場合は、警察や消防等の関係機関と連携し、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3番目、「大字共有地の取り扱いについて」のご質問にお答えいたします。

田原本町内で登記名義が「大字有」「共有地」「部落有」などとなっているものは、ほとんどが「ため池」です。ため池は農家が農地を養うため地域において造成されたものであると認識しております。登記地目が「ため池」と記載されている場合、市制町村制当時に設置された「財産区」であるかどうかの判定は、古文書等による確認、あるいは、裁判によらなくては明確にならないもので、判定する明確なよりどころは存在しないと考えられております。田原本町では町村合併時の財産協議に関する記録及び財産区財産台帳がないことから、地方自治法第294条第1項の規定による「財産区」は存在しないと考えております。

議員お尋ねの「大字共有地となっている土地はどれくらいあるのか」ですが、登記名義が「共有地」などの土地は把握しておりません。ただし、今後自治会などから「大字共有地」などになっている物件に関する相談があれば協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 10番、植田議員。

○10番（植田昌孝君） お答えいただきましてありがとうございます。それでは再

質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、駅前広場の活用についてであります。

お答えをいただきましたように、これは、私が一昨年担当課に、ある住民の方から駅前広場でそういう催し物をしたいんだけれども、町が許可できないというようなことで聞いていますということで相談がありまして、担当課にそのときにお聞きをしたときには、町が後援をしていない限り認めることができないということでございまして、JAが月1回でしたか、販売会をされているようなので、JAさんがやっているんだったら一般の町民の方でも、ある程度の組織があればできるんじやないかということでお聞きをしたんですけども、そのときはできなかつたようなので。担当課にそのことをお聞きいたしましたら、町が後援していないと認めるることはできないというようなお答えをいただきましたので、今回の質問になったわけなんですけれども。

その後、お答えをいただきましたように、4月にどういうわけか、変更になったのか、後援をしなくっても認めることができるようになったということで、いろんな方に駅前広場を利用していただくことは大変良いことだなと思っておりますので、これから本気でやっぱり取り組んでいっていただいて、毎日でも場所は空いておるわけなので、賑わいを創出するということで、1人でも多くの方に利用していただけたらなと思います。

そこでちょっと再質問になるんですけども、今規約を定められているんですけども、「内規」と書いてありますが、今の時代は、やっぱりある程度オープンにして、誰でもが割と一般の町民の方が分かりやすく利用してもらえるためのルールというのをもう少し明確に書いておく必要があると思うんです。細かなところまで決めていく必要があるので、今の内規程度のものでは、ちょっと不十分ではないのかなと思うので、答えられる範囲で結構ですけれども、もう少し検討していただいたらほうがいいのではないかと思います。

2番目の空き家対策のことなんですけれども、タイミングがいいのか、悪いのか分かりませんが、先月2件ほど空き家が火事になったようでございまして、私の住んでいる平野校区なんですけれども、2件の空き家が火事になったということで。先ほどお答えをいただきましたように、実態の把握をあまりされていないし、この

空き家対策については、あまり積極的にされていないような感じを受けましたが、2件のその火災があったということで、どうも聞くと放火の疑いが強いというようなことありますので、これから空き家が恐らくは増えていくだろうということありますので、何らかの対策を早急にされたほうがいいのではないかと思いますので、ちょっとご検討いただけたらと思います。

それと3番目、大字の共有地ですが、今お答えをいただきましたように、私どもの自治会がそのため池の処分をするについて、いろんなことで調べてまいりましたら、いくつかの問題が浮上いたしまして、それをそれぞれの自治会の立場によって状況が違うと思うんですけども、今後このようなことが増えていく可能性があるのではないかと思われますので、対処の方法を今から考えておかれた方がいいのではないかと思います。

再質問で申し訳ないんですけども、駅前広場の利用の細かなルールをもう少し、今の内規をもう少し細かく決めておく必要があるということについて、どのようにお考えなのか。

それと空き家対策なんですけれども、今言いましたように、実際に火災が起きましたので、空き家対策の取組みをもう少し真剣に考えていただいたほうがいいのではないかと思うので、返答をできたらお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 駅前広場の活用についてでございますけれども。駅前広場につきましては、広く活用することを念頭に設定をさせていただきました。そして誰でも自由に使える方法をとりますと秩序がなくなりまして、ある程度、内規で縛りをかけているのが状況でございます。

その中で、例えばそういう個別の人人が毎回、毎回来られて、駅前広場を常時使用されることになったときに、非常に問題が発生するので内規をかけているということで、駅前広場に関しましては道路法の適用になっております。

駅前広場の利用方法については、集合場所として使える一時的な利用、そしてフリーマーケットなどをするときの占有的な使用、その二通りがございます。フリーマーケットなどの場合は土木管理課と、そして警察との協議をさせていただいて、

土木管理課も許可をし、警察も許可をするという状況でございます。

この内規につきましては、広く一般にということでございますけれども、確かにおっしゃるとおり広く一般に周知をする必要があると思います。できましたら広報なり、またホームページなりで広く一般に公表してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍼田芳嗣君） まず空き家の今議員がご質問していただきましたように、松本と大網におきまして2日間ぐらいの間に火災が発生しました。議員お述べのように、多分もう放火であるという形でございます。ですので、私ども磯城消防署、あと消防団ともご相談もさせていただいて、今、消防団のほうで各巡回に回っていただいている。警察のほうも巡回活動をしていただいているところでございます。

それで、空き家の問題につきまして、行政としましては、大変住民に直結した問題でありますので、この問題につきましては、最終的に住民の安全安心を目的とした危機管理として空き家対策に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

それと大字の共有地でございますが、大字の共有地につきましては、ため池等の大字共有地の所有者に関しましては、古文書などの具体的な事例があるとか、地方自治法に照らしまして可能なものであれば、自治会の所有につきましては、町ともまた協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

よろしくお願いをいたします。（「はい、結構です」と植田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、10番、植田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは3点わたって質問させていただきます。

まず1点目は開発許可について質問します。

町内でいくつもの住宅開発が行われています。最近は大規模開発ではなく、ほとんどがミニ開発です。都市計画法では、都市計画区域内の開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保するため「開発許可制度」を設けています。そして開発許可申請する際は、開発行為で

つくられる公共施設の管理者となる市町村と申請者が協議し、市町村の同意を得なければならぬと定めています。ここにいう「公共施設」は、道路、公園、緑地、上水道その他給水施設、下水道、防火水槽、ごみ集積場などが該当します。県に提出する「開発行為について協議報告書」には、開発行為で新たに設置される公共施設の種別等の明細と公共施設の帰属先が明記されています。すべての公共施設が開発行為終了後、ちゃんと手続きを踏んで町の所有となっていて当たり前です。

そこで質問します。これまでの開発行為で設置された公共施設はすべて町の名義に変更できていますか。答弁を求めます。

かつて「町は、住宅開発の後、道路と宅地の間の歩道が業者名義で残っていたため下水道工事ができず、裁判という法的手続きをとられたことがある」と聞いておられます。やっぱり放置しておくと様々な問題が発生することが予想されます。縁あって本町内で家を取得された住民が困られることになります。

都市計画法では、開発行為が完了し、完了届が県に提出され、県が検査をし、検査済み証を発行し、公告されます。その公告された翌日に市町村の管理に帰属すると書いてあります。

そこで質問します。本町では、いつの時点で所有権を取得されていますか。寄付されたかどうかの管理はどうされていますか。答弁を求めます。

公共施設を町に寄付することは開発業者と町の契約です。その契約を遵守できない業者がいい加減な仕事をしてもらっては困ります。契約が履行されていない業者の開発申請時には同意を与えない等、厳しく対応されることを求めます。

2番目に、ごみ中継施設について質問します。

町は、これまで矢部の土地を中継地として折衝していると説明されてきました。

そこで質問します。用地取得、施設建設はどこまで進んでいますか。答弁を求めます。

町は中継施設を「単なる積替え施設」と、これまで説明されてきました。「自宅から持ち込まれたごみだけを積み替えます。町が収集したごみは持ち込みません。何の問題もありません」という説明でした。本当にそうなんでしょうか。御所市にごみ焼却場が完成するまでの間どうされるのかの問い合わせに、桜井市、橿原市、天理市等に依頼しているという話もありました。実際は、桜井市、橿原市、天理市からは

受け入れを断られたと伺っています。特に樋原市は市内の一部の方がごみ中継施設設置に反対しているので受け入れられないという理由だそうです。

次の対策は民間委託だと伺っています。そうなると、これまでの設備では対応できません。町のごみ収集車が集めてきたごみを中継地に持ち込んで民間業者のごみ収集車に積み替えることになります。計画のダストドラムは1日の処理量がわずか6トンです。民間業者にすべてのごみを委託するとなると1日最低40～50トンのごみを処理しなければなりません。

そこで質問します。中継地についてどう対応されるのか。粗大ごみはどう対応されるのか。答弁を求めます。

「自宅から持ち込むごみだけを積み替えます。町が収集したごみは持ち込みません」という説明が、「町が収集したごみをすべて持ち込み民間業者に積み替えます」ということになれば、町がこれまでの説明に嘘をついてきたことになります。そして、町に任せておいたらいけない。自分たちがちゃんと考えないといけない。その気持ちが「反対」の声となっていると思います。この問題を真剣に考えているのは住民の皆さんであり、真剣ではなく安易に考えているのが町ということになります。

6カ字への対応をおろそかにし、地元に頼れず、矢部に土地を求めたところ近隣から反発を受け、ごみ処理を期待していた樋原市にも横を向かれた。場当たり的な対応で情けない結果です。このまま進めても建設費用が膨れ上がり、住民サービスが低下するだけです。御所市のごみ焼却場が完成するまでの間、現在のごみ焼却場を活用することが、一番現実的で効率的な対応です。

そこで質問します。現在の焼却場をつなぎとして使わせてもらうよう6カ字にお願いする決意はありますか。町長に大人の対応を求めます。

3番目の質間に移ります。中学校給食についてです。

文部科学省が示している「給食に関する指導の手引」には、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進という項目を挙げています。その中に、学校給食の役割を「学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより各教科や特別活動、総合的な学習の時間等において活用するこ

とができます。特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど高い教育効果が期待できます。」と示しています。そして、9年間を通じて実践することを求めています。学校給食法には設置者、すなわち教育委員会に、学校給食を実施する努力義務を課しています。

そこで質問します。教育委員会は教育の一環としての学校給食をどのように考えていますか。明確な答弁を求めます。

本町議会は昨年12月に「中学校給食の早期実施を求める請願」を採択し、中学校給食を速やかに実施するよう意思表示しました。それを受け、「小・中学校における食育に関する学習会」を立ち上げられたと3月議会で報告がありました。その学習会のメンバーは、学校給食運営協議会、小学校の校長会、中学校の校長と伺っています。小学校の給食にかかわっておられる方が中心の学習会ですから、食育について十分その重要性を認識されておられると存じます。

そこで質問します。小・中学校における食育に関する学習会で、給食の役割をどのように位置づけられたのか。答弁を求めます。

学校給食法や食育基本法、文部科学省、奈良県の姿勢は「中学校給食を実施すべし」となっています。それが教育に関して素人である町長の個人的な感情で「中学校給食は実施しません」となっている現状は、保護者にとっても、子どもたちにとっても大変不幸なことです。

そこで町長に質問します。教育委員会が教育の一環としての中学校給食を実施すべしと判断したときは実施にゴーサインを出されますか。明確な答弁を求めます。

教育委員会も町長も学校教育としての給食を真剣に検討することが求められています。とりわけ住民の意見を代表する町議会が「中学校給食を早期に実施すべし」と意思表示したことを重く受け止めておられるのか、それとも議会の決議など「鴻毛より軽し」と考えておられるのか、答弁によっては判断させていただきます。

議会の意思を重く受け止められることを強く求めて私の一般質問とします。

(教育長 片倉照彦君 登壇)

○教育長（片倉照彦君） 9番、吉田議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の役割に関しては、これまでにも幾度かご質問をいただき答弁をさせていただいたとおり、学校給食は、成長期にある児童、生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材であると認識いたしております。

次に、「小・中学校における食育に関する学習会」についてでございますが、私をはじめ、小学校、中学校の校長がそれぞれ2名、事務局が3名の8名で構成いたし、第1回目を2月24日に、第2回目を4月23日に開催いたしました。学習会では「小・中学校における児童、生徒の食の現状と課題及び食育の推進について」や「中学校給食をめぐる現況について」などをテーマに話し合っているところでございます。今後も定期的に学習を進めていく予定をしておりますが、現時点では、中学生の多感な時期にこそ、家庭で作っていただく弁当の意義は大きく、親子の絆を築く上でも教育的効果が期待できることなどを踏まえると、やはり基本的には給食よりも弁当が適していると考えております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 第1番目、「開発許可について」のご質問にお答えします。

開発行為で設置された公共施設の町への名義変更につきましては、議員お述べのように都市計画法第32条各項に基づき、公共施設の適切な管理を確保する観点から開発許可を申請しようとする者と協議を行い、帰属をどのようにするかを決めておりますが、用地を本町に帰属するように協議したにもかかわらず、抵当権が設定されているなどの事情により未帰属の物件が残っております。

次に、所有権の取得時期につきましては、都市計画法第40条第2項の規定により工事完了検査の公告の日の翌日に帰属することになっており、開発者が抵当権等を抹消されて寄付されます。寄付されたか否かの管理は、担当者が台帳により確認し、口頭により寄付の依頼をしております。しかし、昔に開発されたものにつきま

しては、依頼していないのが現状です。

今後、未寄付のものにつきましては、原因を調査し、開発業者に寄付していただきますよう協議を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 第2番目の「ごみ中継施設について」のご質問にお答えいたします。

まず、用地取得の進捗状況については、既に地権者の了承は概ね得ており、現在は地元自治会、周辺自治会、隣接地権者を対象に、ごみ中継施設の建設についてのご理解をお願いしているところであります。

施設建設の進捗状況については、昨年に施設の全体（基本）計画書を作成し、本年3月に発注仕様書を作成し、来年8月末の完成を目指し取り組んでいるところです。

次に、新施設操業までの対応については、西川議員にお答えいたしましたように、現在、可燃ごみ、粗大ごみも含め周辺市町に処理をお願いしております。また、周辺6カ大字への操業延長については、更なるご理解とご協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えているところです。

次に、昨年度の排出された1日平均約43トンの可燃ごみを積み替えた場合ですが、ダストドラムの1回の積替え量は約5トンであります。本町の家庭や町内事業所からの持ち込みごみ量約5トンを1日1回御所市の新処理施設に運搬することから、このように表しております。

積替え設備は、ホッパ4トン、ダストドラム5トンの計約9トンのごみが貯留できます。ホッパに投入された4トンのごみを大型収集車に積み替えるのに概ね40分を要し、5トンのごみの積み替えに50分を要します。43トンの積替えでは概ね7時間30分を要し、1回目の投入から最終積み込みが4時となり、40トンから50トンの積み替えでは4時から5時頃となり、1日の業務時間内で積み替えを終えられるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 大変軽い答弁を3つしていただきまして、ありがとうございます。こういう答弁をしていただきますと、やりがいが出てきますので。まず開発許可について質問します。

実際に開発許可が行われて未済の物件って、たくさんありますよね。過去のものは、これからとおっしゃっているのは、何を過去とおっしゃっているのか分からぬですね。平成22年、平成21年ありますよね、それも過去ですか。

それでね、このまま放っておかれたらどうなるのか。一番迷惑されるのは家を買われた方なんですよ。例えば建替えをするときに、その道路が事業者のものだったら、要するに町が証明を上げられませんよね。20年たっても開発許可道路という証明は上げられませんよね。上げられますか。それは放ったらかしということを証明するようなものですね。恥ずかしい話ですよ。それこそ恥ずかしい話ですよ。更には、持ち主の同意を得ないとできませんよね、どっちみちね。水道更新、下水道更新、ガスが入ったらガスの更新、全部その持ち主の承諾を得ないとできませんよね。

その点では、田原本町が公に開発許可を出す。その開発許可には、この道路は、この公園は、このごみ集積所は、でき上がったら町のものになりますよということを示した計画を出したからこそ、周りの方、買う方が安心して買えるとなるんですね。ところが、それが放ったらかしだったと。さっきおっしゃったように、全く移管していないということですね。不動産登記で抵当権、根抵当権があるというのは言い訳ですよ。それに対して、業者あるいは金融機関に、その申し出をされていないのが実態と違いますか。金融機関はそんなところは値打ちがないから、反対にそんなのを売ってしまったら大変な問題が起こるため、ちゃんとそれは外す手続きをしますよ。それをちゃんと確認されていますか。そこを確認されているのかどうかをちょっと聞かせていただきたいですね。

私はね、これは町の怠慢だと思います。今、町はどうしておられるかといったら、この道路は開発許可道路だったと。なぜ町の道路にならないんだと住民の皆さん窓口に行かれたら、「業者が応じてくれません」と「放ったらかしです」と。ですから、「あなたがあきらめないとしょうがないですよ」という対応を窓口でやって

おられるんですよ。そうじゃないでしょう。町の怠慢なんですよ。町が町有地にする責任を果たしていないから、こういうことになっているんですよ。もし、「この開発道路がなぜ町の道路になっていないんですか」と言ったら、「すみません、私たちの努力不足です」と答えるべきですよ。そうされるのかどうか。そこをちょっとと答えていただきたい。

それと、先ほど私は質問で提案しましたよ。こういう開発道路を町に寄付しない業者、これに対しては、どういう対応されるのか。それについては全く答えられなかつた。答えてください。

次に、ごみ中継地について質問します。

ごみ中継地は、非常に軽いというのは何かということは、まず1日平均43トンという計算をされて、十分できますよという話をされています。しかし、実際には多い少ないがあって、一番多いときは73トンという数字が今年の1月6日に出ていますよね。先ほどの参事の説明では処理できないということになるんですよね。そうなると思いますよ。計算してできるんだったら「できます」と言ってもらったら結構ですけれどもね。

それと、今年の2月に斑鳩町に視察に行かせていただきました。あそこもダストドラム方式をやっておられます。あそこは1日に出るごみ量は10トンから12トンです。ところが、ダストドラムは20トンの処理ができるダストドラムを入れておられるんです。なぜかといったら、もし何かのことがあった場合に対応できるように、そこに入れますという、そういう、まあ言ってみたら責任というものを考えてリスク管理をされているんですね。ところが田原本町は、もし御所市に行った場合でも、かなり遠いですよね。距離のリスクってあるんですよ。そのときに1日40トン集まるごみなのに、5トンか6トンしか入らないダストドラムでどう対応するんだと。その点ではリスク管理が全くできていない。計算だけということだと思いますね。

それで本当に今、矢部に土地を購入して、そして建てた場合に、町の職員が運転するごみ収集車以外に許可業者の車も全部入ってきますよね。入らないと処理できませんよね。御所市にできれば別ですけれども。だから、そうしたら本当にその施設内で右往左往するということになるんじゃないかと思うんですね。その点では、

粗大ごみということは、一つ出しましたけれども、不燃ごみを処理するところもありませんしね、その点は本当にそう考えておられるのかなと。特に今一番心配になったのは、先ほど西川議員の質問に対して、町長がね、100人いれば100人、田原本町で処理することは当たり前だとおっしゃいました。しかし、何て答えられたのかな、私の横は嫌よとおっしゃると、だから御所市に行ったというような言い方をされました。

しかし、この田原本町議会に私、参加させてもらっていますけれども、そんな話で御所市に行ったのと違うんですよ。田原本町で建てたら高い、御所市に建てたら安い、ですから御所市にすると決められたんですよ。町のほうも田原本町で建設する場所は3カ所の良い場所があるんだと。そこを当たってだめだったから御所市に行つたんじゃないんですよ。当たるも、当たらないもですね、田原本町で建てたら国の補助金が出ないから、そんなのはだめだから御所市に行ったんですよ。全然町長、説明が違いますよ。嘘をついたらだめだというのは、若い子も見ていて、よくその辺は考慮して答弁をされたほうがいいんだと思います。

その点では、実際矢部に造っても、御所市にできるまでは大変なことになるというのが予想されます。その点では、大変、今焼却場のあるところの方には申し訳ないけれども、御所市にできるまでお願いするということが一番現実的ではないかと思うわけです。

町長は、4月の自治連合会の総会で言いました。そんな人前で言ったのが、その方にお願いしたことにはならないです、常識として。やはり該当者のところに出向く、よく場所がないから来てもらっているとおっしゃいますが、やっぱり該当者のところに行き、そして該当者だけのところでお願いして、初めてお願いなんですよ。ここで皆さんに対して言いながら、産業建設部にお願いしますといつてもね、それはなかなかいけない話で。直接言われたというのは、そういう大きな場じゃなくて、やはり該当者のところに、そういう意思を表示して初めて通じるということだと思うんですね。その点では、今進められている計画は場当たり的な対応になっているのではないかと。

それともう一つ聞かせていただきたいのは、先ほどから、この矢部にできる中継地は迷惑施設じゃないと、迷惑施設じゃないと、ずっとおっしゃっています。迷惑

施設じゃなかったら迷惑料や環境整備資金というのは出さなくていいということですね。そこをちょっと確認したいです。その辺お願ひします。

教育委員会、お待たせしました。それでは学校給食について聞かせてもらいます。

大変これも軽い話で。私は、まず1つ分からないのは、小・中学校における食育に関する学習会は、町長の提案理由のところでは『学校給食運営協議会、町校長会、中学校の校長らによる「小・中学校における食育に関する学習会』』と、昨日説明があったのです。ところが今、教育長の答弁は違ったんですよ。「私をはじめ、小学校、中学校の校長がそれぞれ2名、事務局が3名の8名でやっています」と、全然構成が違うじゃないですか。こんな答弁をしておいて、それは議会の意見を重く受け止めているというのはならないと思いますよね。

そこで聞きたい。こういう学習会はしてもらって結構です。しかし、それは教育委員会として、それで話したらどうかということがなかつたら進みませんよ。中身を伴ってきませんよ。私が質問しているのは、学校給食法上、食育基本法上、学校給食の優位性は認められています。この間、奈良県内でもたくさんの自治体が弁当から学校給食に変えてこられました。弁当をやっているときは、先ほど教育長が答弁されたように「親子の絆を築く上でも教育的効果があります」と言っておられたところばかりです。そのところが、そうじゃなくて学校給食が良いんだといって変えておられるんですね。そこが私は教育委員会がどう認識されているのかを聞きたい。学校給食法も、食育基本法も、どういうふうに位置づけているのかというのをご存じですよね。一応その中身をどう書いてあるかを説明をしてください。そして県も文部科学省も中学校給食を実施すべしと出てますよね。そこで教育委員会がなぜ二の足を踏むのかが分からない。特に教育委員会が、この中学校給食で一番真剣に議論をされたのは、平成23年の5月の教育委員会です。そこで議論された中身は何かといったら、コストパフォーマンスということを言われたんですね。12月議会までそこに座っておられた教育委員会委員長がおっしゃっていたのはコストパフォーマンスです。それは給食室を造る、運営する、その効果が限定的だというような話をされました。そして、それだけお金がかかるんだったら今は難しいなという話です。結局お金の問題です。もう一つ何かというと、その当時の教育委員会委員長がおっしゃっていたのは、中学生は食べ残しが多いんだと、だからもったい

ないんだと。この2つですよ。これは教育上の問題では全くないですよ。教育上の問題を除いたほかの要素で否定されたんです。この間、議会で私、紹介させていただいていますように、王寺町の中学校の学校給食は王寺中学校、王寺南中学校で580人です。年間の残渣は100キログラムです。これは南小学校よりも少ないです、田原本の。やはり中学校でも、やり方によっては残飯は残らない、そういうやり方をやっておられるところが近くにあると。ですから中学生になったら食べ残すなんていうのは、理由は全然成り立たない。やり方の問題です。もう一つはお金の問題ということになります。それは町長がまた判断されると思いますけれども、教育委員会としては、この今の時点で中学校給食が教育上劣っているという理由などないんじゃないですか。そこをちょっと答えてください。

今言いましたように、教育委員会は学校給食法、あるいは食育基本法での中学校給食の位置づけと、学校給食よりも弁当給食が教育上優れているという根拠、そこを示してください。あと、よろしくお願ひします。

○議長（辻一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 大変申し訳ございませんけれども、学校給食につきましては、その法律、または先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり重要な教材であるというふうには認識はいたしております。それで中学校給食を、いわゆるそこの中でも中学校給食を全面否定しているわけではありません。町長のほうも何度か、この答弁はしていただいたと思いますように、中学校給食がダメだとおっしゃっていませんし、私どもも重要な教材であるというふうに認識をいたしておりますけれども、いわゆる子どもたちを今育てていただく保護者の方々、先ほども申しましたように、中学生、特に中学生になりますと、いわゆる保護者の方の接点といいますか、そういうものも希薄になることも事実だと思っております。

それで繰り返しの答弁になりますけれども、中学生の多感な時期こそ家庭で苦労して作っていただく弁当の意義というのは、今現在の数字で表すことはできませんけれども、大変子どもたちが大人になって大きく感じることだと思います。それから保護者の方々も大変ご苦労はかけますけれども、時間をかけていただく、手間暇をかけていただいて、一緒に食育を考えていただく大事な機会になっていると思います。確かに本町が県内の中で1町、中学校給食を実施しないという実態も議員か

らも教えていただいておりますし、これまでたくさんご質問いただいている中で答弁をさせていただいておりますけれども、基本的には給食より弁当のほうが適しているというふうに感じております。

議員が「鴻毛より軽し」というふうに思っているんじやないかというふうに質問がありましたけれども、この引用された前文の中には「泰山より重く」というふうな言葉がございますように、議会での意見ということについては重く受け止めておりますし、重要な教材であるということについては、教育委員会としても認識をいたしておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 吉田議員のお尋ねの分は3点ばかりだと思います。

開発道路の位置づけ、建築できるか否か、そして未帰属の業者をどのように対応するのか。この3つについてのお答えをさせていただきたいと思います。

まず開発道路の位置づけでございますけれども、土地計画法第32条で田原本町との合意形成を行いまして、田原本町への帰属というような行為で約束事をさせていただきます。それを受けて県のほうで開発許可を受けるという制度になっております。その後、県の検査なり、また開発の帰属という行為になってくるんです。

その第32条の中で、道路については田原本町に帰属するとなっています。そして検査の翌日から管理権が発生することになっております。したがいまして、開発道路に対する位置づけにつきましては、公の道路という認識ができるということで、県のほうとも内容は伺っておるところでございます。

そして建築ができるかどうかでございますけれども、開発道路につきましては、建築基準法の中にもありますように、開発道路、今現在、開発許可を受けられた道路で建替えは可能です。ですので、できると思います。

そして業者の話なんですけれども、業者につきましては、再三こちらからも話をさせていただいて、業者の方ともいろいろやりとりをさせてもらっています。抵当権があっても値打ちがないという話も実はさせてもらっております。その中で、業者さんのいろいろと思惑があると思うんですけども、1つは、最終的にはやっぱり、ああいう法的措置を講じていかなければならぬ部分もあるだろうし、そして

また、例えば昔したことがあるんですけども、仮登記を打ってしまうというやり方もあるということになっていますので、昔、仮登記を打ったことがございます。そして、その開発道路の中のいろんな施設なんですけれども、基本的には全部その施設も含めて道路という位置づけをさせていただいているので、改めてそこに同意をいただくようなことはないです。ただ、開発行為に準じた形の道路位置指定なり、開発行為の伴わないものに関しては、いろいろと問題があるというのも認識はしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。（「窓口の対応はどうするの」と吉田議員呼ぶ）

すみません。窓口の対応ですけれども、窓口につきましては、開発道路については当然まちづくりの担当課のほうで早期に帰属するようにさせていただきます。また、管理につきましては、土木管理課のほうで管理をさせていただくということでさせていただきたいと思います。（「そんなことは聞いてないですよ。住民の方が来られたら、すみません、うちが遅れていますという話をするのかという話です」と吉田議員呼ぶ）

まあ、事情の話はさせていただきますけれども、いろいろ業者のほうの現実的な話、今こういう状態です。ただ、建物に関しては全然問題なく建てられるし、水道も問題なく引けますというような、当然、開発許可申請の書類もお見せさせていただいて対応させていただきたいと思っています。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 休み明けのごみ約70トンについての処理についてのご質問でございますが、休み明けにつきましては、1年間で約7日間のごみにつきまして、7日間大量にごみが出ることがあります。その部分につきましては、この中継所での積み替えは困難でございますので、周辺の市町村にお願いをし処理をしていただくという考え方でございます。

次に、迷惑料についてどう考えているかのご質問でございますが、法的には迷惑施設でないことから諸手続きは不要でございますが、地元の方につきましては、中継所もやっぱりごみが来るということで迷惑施設というお考え、意見がかなりございます。その中で、地元でお願いする中で、やはり協力金、迷惑料といいますか、

その中で必要と考えております。

続きまして、斑鳩町が積み替えが10トンから12トンということで、そういう形の中で大きなダストドラムを考えてはというご質問でございますが、斑鳩町はあくまでも町のごみを民間委託にすべて中継するので大きな規模になっております。田原本町は平成29年4月から御所市に1日平均5トンの持ち込み量を搬出するところから今のダストドラム、貯留量として約5トンの施設規模を考えております。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 質問ではございませんけれども、先ほど公の場、本会議におきまして私を嘘つき呼ばわりされましたので確認をさせていただきたいと思います。

ほん1時間少し前です、私、西川議員にお答えしたのは、御所市に持っていくためにしたのではない。住民の皆さんに聞いたら、町が責任を持って処理しないといけないでしようと言ったら、それはあなたの言うとおりやとおっしゃるんです。御所市に持っていきたいからそうしたわけじゃないんです。ですが自分の横は嫌ですよというのは、これは人情なんです。だからそれは私も理解をするんですよ。ただ、でも必要な施設は必要なんだということを認識して、その中で、さっき議員おっしゃいましたように、ほかにも町内でも場所がありました。実際に私の部屋にも来ていただいて、その町内の人とお話しもさせていただきました。そんな中で、私はいつも言いますけれども、ベストな選択というのではないんですよ。いくつか選択肢があれば、よりベターな選択をするのが私たちの役目だというふうに思っておりますので、その点について、御所市に持っていきたいがためにそういう話をしたわけではありません。それだけはご確認をいただきたいと思います。

それから4月のお願いがありますけれども、これは、私は皆様方に対して周辺6カ大字に感謝してくださいという意味です。それと今後御所市に持っていくんだから、それに対してもお願いという意味。それからもう一つは、今までさせていただいたけれども、できることならばお願いはさせていただきました。事務的に担当者、周辺自治会に対して別にお願いは行っているところでございました。

それから、ついででありますので、もう一つ申し上げておきます。質問内容に学校給食につきまして、『教育に関して素人である町長の個人的な感情で「中学校

給食は実施しません』』とおっしゃっておりましたけれども、私は確かにおっしゃるとおり教育には素人であります。ただ、どこでこんな言葉を見つけてきたのか。どこにも書いていませんし、どこにも言っていません。私は積極的な給食の推進者ではありません。しかし、積極的な反対者でもないと、いつも申し上げています。中学校の、この前もPTAの方、北中学校も田原本中学校もおいでになりました。そのときに私、直接PTAの人へ聞きました。私は、こういう考えですと。弁当が100点で給食が0点と思っていません。逆に給食が100点で弁当が0点とも思っていません。どちらもいいところがあります。どちらも悪いところもあります。その中でどれがいいかという判断をしていかねばならないというふうに、私は常々申し上げております、こういうふうに書かれる、言われる筋合いはございません。

○議長（辻一夫君） 総務部参事、質問の中で中継地に許可業者の車が入るのかどうかという質問もあったように思いますので、その辺の説明を。収集運搬許可業者。  
○総務部参事（北口尚吾君） 御所市が稼働いたしますと、許可業者のごみは直接御所市のほうに搬入をいたします。（「当たり前です。それまでの間です」と吉田議員呼ぶ）

1年半につきましては、先ほど43トンと答弁の中でございますが、直営ごみが28トン、許可業者のごみが15トン、この分も含んでおります。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 町長ね、何か非常にご立腹されていますけれども、私が質問したのは「中学校給食は実施しません」とおっしゃっているということですよ。中学校給食を悪いものやと思っておられるというような書き方は全然していません。中学校給食を実施しませんとおっしゃっているということですよ。何もそんなにご立腹されることはないと思います。

それと、やっぱりその親子の絆とおっしゃいますけれども、一番親子の絆がない子は学校で弁当買っている子ですよね。そうでしょう。まあ、それだけじゃないですよ、親御さんの都合でできないときもありますから。そんな子を放っておいて、弁当や弁当やと言っておいて、いや、本当にすべての田原本の子どもたちを安心して教育を受けてもらう、お腹いっぱい食べてもらう、そういうことを通じて教育に活かしていくこうということが書いていますよね。それをなぜされないのかなという

ことですよ。

やっぱり教育委員会として、それは町長に逆らったら、えらいことだというのがあるか分かりませんけれども、学校教育の専門家として、学校給食法にも食育促進法にも書いてますよね。ご存じだと思いますよ。それで今、全国的に中学校給食をしようという動きになっているわけでしょう。その中で、やっぱり教育、数字では計れませんと言ったら、何を基準として計っておられるかというのが分からぬんですけれども、例えば、学校給食をしたから不登校が増えたとか、そういう数字もあるんですか。それから、いじめが広がったという数字もあるんですか。何か知らないけれども、家庭の親子の絆を、何か学校や田原本町が家庭まで入り込んで、あなたのところは絆がないじゃないかと言っているようにして、しょうがないんですよ。そんな問題じゃないでしょう。各家庭は各家庭で親子の絆を培っていますよ。

だから教育委員会が考えるべきことは、教育上、学校給食と弁当がどっちがいいんだと。教育上ですよ。そこを判断する。判断の資料として、弁当のほうがいじめが少ない、不登校が少ないという数字があるんならば出してくださいよ。ないでしょ。

それで、要するに田原本町議会は中学校給食をやれと言ったわけですよ。それをやらないということは軽く考えていただいているということしかないじゃないですか。これは教育長も、町長にも、この田原本町議会の判断をどう受け止めておられるのかと。する気がないのかと。ないんだったら、ないと、はっきり言ってくださいよ。結構です。ぜひちょっと明確な答弁を求めます。

それと開発行為については、全くの怠慢ですよ。これまで折衝してきたんですか。していないでしょう。していないのに、いかにもやっているというようなことではいけないわけですね。やっぱり開発許可道路というのは、開発許可の段階だけじゃないですか。それを過ぎて開発許可道路なんて、本当に田原本町の恥ですよ。

先ほど聞きましたけれども、金融機関に本当に行って確認したんですかと。しているんですか。やっていなかつたら、やはり住民の皆さんから苦情が来たら、「すみません、対応します」となるでしょう。今ね、部長のところからいただいている資料では16件残っているんですね。16件。これをいつまでにどうするか、教えてください。

それとあと、ごみの中継地の問題です。

迷惑施設じゃないけれども、迷惑料を払うと、環境整備資金を払うというような話ですよね。先ほど西川議員がおっしゃっていた地元の要望の中では、風呂も入れた施設を造ってくれと入っていますよね。そんなんをするんですか。物事を進めるときにはすべてやりますよと言っておいて、結果的に、こんなんコストパフォーマンスが合いませんからやりませんよというやり方をしたらね、どこかで聞いた話じゃないですか。そんなことを本当に考えておられるのかと。本当に地元の要望が入っているでしょう。そこまでどうされるのかというのは心配なんですよ。またまた、こちらでした失敗を、またこちらにも押しつけるのかと。これはね、やっぱり町長の姿勢だと思うんですよ。本当に住民の皆さんと一緒に焼却場を造っていくということからすると、やっぱり田原本町が御所市に焼却場を求めたのは補助金の問題で行ったわけですよ。ですから私の横は要らないというのは、おっしゃったようにですね、それが理由で向こうへ行ったんじゃないとおっしゃったと思いますけれども、田原本町が判断したんですよ、町長が。まあ議会のほうもそうなんすけれども。要するに御所市に建てたほうが安いから行こうとなつたんですよ。田原本町の人が皆断つたから行くんじゃないんですよ。そうじゃない。私は、田原本の人はね、もっと町に協力的だと思いますよ。それは町長が住民の中に入つて行かないからそうならないだけで、担当者が事務的に話をしていますということでは、絶対、地元の同意は得られませんよ。そこで、問題は。そのことについて町長はどう考えられるのか、答弁を求めます。

○議長（辻一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 今までの話も、それにも何度も入っております。

それから御所市に持つていったから、御所市の人がウエルカムで受け取られたのかと。とんでもない話ですよ。それもお願いをして、やっとお願いしただけです。（「そんなことは聞いていないです」と吉田議員呼ぶ）

さつきも申し上げたように、常に地元にも入っています。対策委員会にも行っています。その中で、お願いする中で、どれがベターな選択かという中で、今、御所市を選ばせていただいたと。先ほども申し上げたとおりであります。（「今、事務的な話をしていますと答弁されたから言ったんですよ」と吉田議員呼ぶ）

私が答弁しているんだから、黙っとれ。

○議長（辻一夫君） 静肅にお願いします。

○町長（寺田典弘君） 私は常に地元に入っていますし、地元の方々とも面と向き合っています。膝を突き合せて話もしています。その中で出た結論です。

○議長（辻一夫君） 給食についての見解。はい、教育長。

○教育長（片倉照彦君） 本当にお怒りが伝わってきますので、まことに申し訳ないんですけども。議会を軽視するということについては全く考えておりませんし、先ほど例も挙げましたように、泰山より重くというふうに思っております。議会のご意見は十分いただきました。

ただ、私どもが、親御さんがその子どもとの絆を、または議員が今おっしゃるように、家庭の絆までちょっと放っておいてくださいということについては、ちょっと理解しきれないんですけども。家庭との絆を私どもが考えるのも教育の仕事だと思っておりますので、親御さんは弁当ということを通じて中学生の心をやっぱりつかんでいただきたいし、親としてのその努力と言うんですか。（「弁当のないところの子は放ったらかしですか」と吉田議員呼ぶ）

放ったらかしなことはございません。（「それが絆になるんですか」と吉田議員呼ぶ）

私は、そう信じております。

○議長（辻一夫君） 開発について。はい、産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） いつまでの時期、帰属を受けるのかということでございます。

実は16件の中に倒産された業者もございます。そして今現在、抵当権が入って、実はJAの関係ですけれども、JAにも行っています。その中で、いつの時点で、いつまでということの確定はなかなか困難でございます。ただ、できるだけ早い段階で、それらのものを整理していきたいと思っています。

以上でございます。（「2件以外はできるんですね」と吉田議員呼ぶ）

まだ、たくさんありますので。倒産の部分とかがありますので。ただ、最近の分かっている分に関しては、できるだけ早い段階で整理をさせていただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

正 午 休憩

---

午後1時23分 再開

○議長（辻 一夫君） それでは皆様方、大変ご迷惑をおかけいたしました。

ただいまから休憩中の本会議を再開いたします。

午前中に私のほうから状況も把握できておらずに、中継基地に関する質問状に対する資料の請求をいたしましたが、まだ町に対して要望段階でございますので、資料の配付はいたさないということでご理解を願いたいと思います。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

初めに防災関連について2点質問をさせていただきます。

災害時に子どもたちがアレルギーを心配せずに食べられる学校給食用非常食「救給カレー」の備蓄についてお尋ねをいたします。

平成25年第1回全国学校栄養士協議会都道府県代表者会議において災害時給食用非常食「救給カレー」を発表いたしました。東日本大震災後、被災地をはじめ全国の会員から栄養のバランスに配慮された学校給食用の非常食があったらとの声が寄せられて、学校栄養職員、栄養教諭をはじめ多くの方々のご尽力により、全国学校栄養士協議会で開発されて、より安全でおいしい学校給食用非常食「救給カレー」が誕生しました。アレルギー特定原材料等27品目（エビ、カニ、小麦、ソバ、卵、乳、落花生、アワビ、イカ、イクラ、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛乳、クルミ、ゴマ、サケ、サバ、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マツタケ、モモ、ヤマイモ、リンゴ、ゼラチン）すべてを使用していないので、食物アレルギーのある子どもたちも安心して食べられます。ごはんも入っていて、温めずそのまま食べられます。容器はそのまま食器となるスタンディングパウチで、子どもでも簡単に開けることができ、個包装スプーンで食べられるので衛生的で、しかも食べ終わっ

た後の容器は小さく丸めることができて、ごみとしてもかさばらないように配慮されています。「救給カレー」の名前については、「命をつなぐ」カレーとして、給(食)を救うカレー「救給カレー」となったようです。(公益社団法人 全国学校栄養士協議会報 参照抜粋)

厳しい環境の中でも非常食を受け取った児童生徒がほっとできるマスコットキャラクターやロゴも全国学校栄養士の皆さんのが考案されたものです。本町においても災害時の学校給食用非常食「救給カレー」の備蓄をお願いしたく質問いたしました。担当課のお考えをお聞かせください。

次に、避難所運営ゲーム（HUG）の活用についてお尋ねいたします。

HUGはH（h i n a n z y o = 避難所）U（u n e i = 運営）G（g a m e = ゲーム）の頭文字をとったもので英語で「抱きしめる」という意味です。避難者を優しく受け入れる避難所のイメージを重ね合わせて名づけられたそうです。

避難所運営ゲーム（HUG）は、避難所運営を皆で考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したものです。大規模災害が発生した場合、多くの地域の人々が避難所で生活を共にすることになります。この避難所運営ゲーム（HUG）を活用して避難所運営の際に様々に起こるであろう課題を想定して検討していきます。

避難所運営ゲームとは、『30分の1の体育館の図面を前に、被災時に想定される避難者の情報が書かれた「避難者カード」と避難所運営における課題が書かれた「イベントカード」を使って、避難所運営を机上で類似体験するゲームです。参加者は提示されたカードについて、避難所を運営する立場で対策を検討します。』

（『』は立川市地域で取り組む防災まちづくりより抜粋）

避難所HUGのゲームの具体的な進め方については「静岡県公式ホームページふじのくに」に詳しくご説明されています。

私は以前から住民による避難所運営マニュアルの策定と避難所ごとの防災訓練について一般質問及び予算要望においても要望させていただいています。実際に大規模災害が発生すれば、日頃からの取組みと訓練により必ず減災につながると確信いたします。住民による避難所運営マニュアル策定のためにも避難所運営ゲーム（HUG）の活用をお願いしたく存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、新基準による地方公会計整備についてお尋ねいたしま

す。

総務省では、地方公会計を更に推進していくため、平成22年9月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会（以下「研究会」という）」を開催し、議論を重ねて、平成25年8月公表の「研究会中間とりまとめ」を踏まえ、地方公共団体における固定資産台帳の整備や複式簿記の導入等に関する検討が行われて、平成26年4月に報告書がまとめられました。

1、すべての自治体に適用する新基準の策定、2、固定資産台帳の整備、3、複式簿記の導入の3点について導入を求めていきます。

固定資産台帳の整備については、記載事項としては、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価償却累計額などを基本とし、耐震化や稼働率の追加も奨励。公共施設のマネジメントの活用を念頭に置く。複式簿記の導入については、正確な財務諸表を作成するため、複式簿記の導入を必要不可欠だとしている。ただし、取引ごとに仕訳する「日々仕訳」は職員の負担やコストなどの課題があるため、個々の伝票のデータを年度末にまとめて変換する「期末一括仕訳」でも構わないとしている。

総務省は、今後、財務書類や固定資産台帳の作成マニュアル（手引き）などを策定した上で、来年1月をめどに新基準による地方公会計整備を各自治体に要請する。現制度からの移行期間は概ね3年間、自治体は2018年3月末（遅くとも2020年3月末）までに新基準による財務書類を作成することが想定されている。

固定資産台帳の整備をはじめとする新地方公会計モデルの優れた導入活用事例として全国から注目されているのが、千葉県習志野市人口16万5,000人。同市は当初から複式簿記などを前提とする「基準モデル」を採用してきた。固定資産台帳の作成をコンサルタントなど外部の委託ではなく、自前で行った。

同台帳には、それぞれの資産の名称、所在地、「事業用資産」「販売用土地」といった種別のほか、取得価格、減価償却累計額、期末簿価などの金額情報が記載されている。一般的に自治体が保有する資産は、「道路台帳」「橋梁台帳」のように担当課ごとの台帳にまとめられているが、記載されているのは、面積や構造などの物量情報だけの場合が多い。台帳に載っていない資産もある。固定資産台帳を作成するには、台帳未記載分も含め、自治体の資産を洗い出し、金額を決める評価作業を行う必要がある。同市の場合、固定資産台帳の整備を担当したのは職員3人のチ

ームで、兼職しながら3カ月で仕上げた。資産の所轄課と個別に協議し、検討を進めた。短期間での整備を可能にしたのが、取得額が不明な資産を評価する際、厳密な計算ではなく、簡便な計算法を使った、ざっくりとした算定を行ったことだ。

例えば、公園であれば「地区公園」や「近隣公園」「街区公園」など種類ごとに1平方メートル当たりの単価を決め、これに面積を乗じて価格（再調達価格）を算出。同様に道路の場合は「幹線1級」「幹線2級」「一般市道」に分類し、各単価に基づき計算した。作業を取りまとめた会計管理者の宮澤正泰氏は「厳格な評価を行っていると作業が進まない。時間と人の制約がある中で、ある程度の割り切りが必要だ。固定資産台帳の整備後は、きちんと伝票単位で資産管理している。」と指摘する。作業チームの設置要領には、「各部局は（中略）協力要請に対しては全面に協力するものとする。」と明記。市長による権限が与えられたことで、全庁的な協力を得られる仕組みが整い、迅速な作業を可能にした。

財政も人口規模も違う習志野市では、参考になること、ならないこともあると思いましたが、作業手順をできるだけ正確に伝えるために、公明新聞の記事をほぼそのまま抜粋させていただきました。

先日も全国市町村の今後の人口減少について厳しい報道がありました。人口減少、少子高齢社会に入り、財政も厳しくなる中で、住民の生活基盤であるインフラは1970年代前後に集中して建設され、老朽化が進んでいます。いずれは建て替え（更新）が必要で、そのピークは2020年以降。道路、水道、下水道、橋梁、公営住宅、庁舎、学校、図書館、体育館、公民館等、インフラや公共施設の老朽化対策は優先課題であります。国も自治体もこれから本格的に資産更新の時代になります。限られた財政の中で、インフラ老朽化対策は放置すれば物理的崩壊します。無理な借金は財政破綻に、社会保障の削減はサービス低下に、増税は負担増につながります。できるだけ機能を維持して最大限に負担を減らす「省インフラ」を目指していくかなければなりません。

折しも国から自治体に「公共施設等総合管理計画」と「インフラ長寿命化計画」の策定が要請されています。実効性のある策定作業には固定資産台帳の整備が不可欠です。今後は民間活力を用いての予防保全、統廃合等、何を残し、何を捨てるかの選択にも迫られると思いますが、未来の子どもたちに胸を張れる田原本町を残す

ためにも公会計改革は不可欠です。新基準による地方公会計整備について担当課のお考えをお聞かせください。

長時間になりましたが、これで壇上からの一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。場合によりましては自席から再度質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍾田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍾田芳嗣君） それでは11番、松本美也子議員の第1番目、「防災関連について」のご質問にお答えいたします。

田原本町は、災害時の非常食として3万8,000食余りを備蓄しております。この備蓄食は「アルファ化米」、「缶入りパン」等で、アレルギーに対応したものを用意しております。本年度に購入する備蓄食につきましては、子どものアレルギーに対応した「救給カレー」の備蓄食としての購入も検討してまいりたいと考えております。

次に、避難所運営ゲーム（HUG）は、避難所運営を皆で考えるためのアプローチとして静岡県が開発したもので、避難所の配置や様々な出来事にどのように対応していくかを模擬体験し、ゲーム感覚で学べるというものです。

避難所運営ゲームは避難所運営に役立つものであることから、町職員、施設管理者並びに自主防災組織リーダー等の研修で活用してまいりたいと考えております。

次に、第2番目、「公会計改革について」のご質問にお答えいたします。

現在、本町では平成18年度の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」及び平成19年度の総務省自治財政局長通知「公会計の整備推進について」等に基づき、財務書類を平成22年度決算から毎年作成し、議員の皆様にお配りさせていただいており、住民の皆様にも町のホームページや情報コーナーでの閲覧等により公表しています。

また、公有資産台帳については、公有財産精緻化事業として、平成24年度から既存台帳の照会及び登記調査に取りかかり、昨年度に現況調査等により再調達価格や資産評価額の算定を行い、公有資産管理システムを構築したところでございます。

議員がお述べのとおり、本年4月に総務省が「今後の新地方公会計の推進に関する

る研究会報告書」を取りまとめたところでございます。その中には、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成の統一的な基準を公表しています。その公表を踏まえて、来年1月頃に総務省が地方公共団体に要請される予定ですので、本町におきましては、統一的な基準や財務書類のマニュアルに沿って各担当課と協議しながら、公有財産台帳や道路台帳等の各種法定台帳を一元化した固定資産台帳の整備や財務書類の作成を進め、予算や財政情報を住民の皆様により一層分かりやすく説明できる資料等にしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ありがとうございます。全部の質問に対しまして前向きな答弁をいただいて感謝しております。

ちょっと2点だけ検討を今後していただきたいということでお願いしたいと思います。

まず、この備蓄の救給カレーの件ですけれども、子どもたちが各学校で防災訓練をする日がございます。防災訓練のときに、2年間しか、この備蓄の賞味期限がありませんので、2年たったときに、賞味期限が切れるときには防災訓練の日と兼ね合わせていただいて、その日の給食として、これを使っていただけるように今後検討課題ということで検討していただきたいと思います。

避難所運営ゲーム（HUG）については、まず町職員、そして施設管理者並びに自主防災組織リーダーの研修で活用してまいりたいというふうに前向きに答弁をいただきました。最初に、このメンバーでまずは体験をしていただいて、その後、避難所ごとに住民の皆様を交えた形で第2段階として、このHUGのゲームをしていただきたいというふうに思っております。

この2点について、検討を今後していただけるか、いただけないかだけで結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍼田芳嗣君） まず救給カレーを学校の防災訓練等に活用してはどうかという形でございますが、議員お述べのとおり備蓄食としても大変効果のあるもの

でございますので、教育委員会とも協議をさせていただきまして活用してまいりたいと考えております。

それと、避難所運営ゲーム（HUG）につきましては、当然防災の関係する中の一つの手法として活用してまいりたい。職員並びに今おっしゃいました自主防災組織リーダー等にも活用して進めていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。（「はい」と松本美也子議員呼ぶ）

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、道路・橋の老朽化についてお伺いをいたします。

国土交通省の有識者会議が「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」を求めたことに対して、有識者会議が最後の通告として「今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切れ」と異例の強い表現で危機感をあらわしております。高度成長期に造られた道路や橋、トンネルの老朽化が進み、適切な点検や補修がされていないと言われております。

この提言を踏まえて、国は7月から橋やトンネルについて、5年ごとに手の届く距離で「近接目視」の点検を行うよう、国や都道府県、市町村の道路管理者に省令で義務付けとなりました。国の統一基準で危険度を4段階で判定し、最下位の区分はすぐに補修となっております。また、定期点検と補修を記録した道路ごとの「カルテ」を作成し、管理者が安全に責任を持たなければなりません。特に市町村が管理する道路は全国で52万あり、多くの市町村は車の中からの目視にとどまっています。かなり不安であり、安心できる体制ではございません。また、町の5割、村の7割で橋などの保全業務に携わる土木技術者がおらず、人も技術力も不足していると指摘しております。

平成23年第2回定例会で町のインフラ整備について、橋の老朽化の点検について本町の対応をお聞きしました。そのとき橋梁の長寿命化計画を策定し、それに基づいて点検をし、今後必要な箇所を取り組んでいく方針、そして橋梁の長寿命化計

画を策定されて取り組んでいるとお聞きしております。

そこでお聞きいたします。この策定計画は、現在の道路、橋の老朽化対策にはどのように進捗しているのか、お聞かせください。もう1点、この長寿命化計画に携わる技術者や技術力はどのように考えておられますか。以上2点、よろしくお願ひいたします。

次に、幼稚園における預かり保育についてお伺いをいたします。

昨年の第2回定例会において、松本美也子議員が「子育ての充実した支援のために」の質問の中で、預かり保育について町の考えを尋ねられ、町は検討に値しない答弁だったと理解しておりますが、文部科学省の各事業の評価の中で、預かり保育の推進について次のように述べられており、地域の実態や保護者の要請に応じて、また職業を持っているが、子どもを幼稚園に通わせたいという保護者がおられます。そうした方に対する必要な支援策であると。

また、平成20年に預かり保育が教育活動として適切な活動となるよう具体的な留意事項が示され、幼稚園教育要領が改定されております。また国は、この預かり保育の必要性、有効性、効率性の観点からも促進をされております。

必要性は、近年の都市化、核家族化、少子化、情報化の進展など、社会状況が大きく変化している中、幼稚園では幼児を取り巻く家庭や生活環境を考え、保護者の要請や地域の実態などを踏まえ、地域における幼児期の教育の場として施設や機能を開設して、子育て支援と共に預かり保育の充実を図っていく必要があり、これらの取組みを国としても促進する必要があると必要性を国は述べております。

また、有効性という観点では、預かり保育の実施率は年々上昇しており、実施日数では週5日、終了時間は5時から6時としているのが多いそうです。そして、その中で保護者の方々のいろいろな交流や子育て支援が行われているということで、大変有効な施策であると述べられております。

そして、効率性としては、教育時間終了後も引き続き幼稚園で園児が預けられ、園児の移動がないことから、送迎がなく、かつ安全であると述べられている。

また、預かり保育を実施しているある幼稚園では、「保育の幼児数が年々増加しており、事業の効果が表れているものと評価できる」と、実施している幼稚園では述べられております。

本町はどうでしょうか。宮古保育園が新しくなり、定員も増えましたが、保育園に対するニーズは、まだまだ増えると思われ、待機児童も発生すると思われます。また、幼稚園児の保護者の方も、何らかの都合で働くを得なくなつたとき、今行政の方針では対応しきれない。そして少子化問題、女性の社会進出、保育の待機児童、保護者のニーズなど多くの課題があり、少しでも解決していくためには、この幼稚園の預かり保育を検討してはいかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

最後に、ヘルプカード推進についてお伺いをいたします。

ヘルプカードというのは、「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードと言われております。

障がいのある人には、自分から「困った」と、なかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあって、そのことを伝えられない人」、また、「困っていること、そのものを自覚していない人」もいます。特に災害時には、困り事が増えることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、どう支援したら良いのか分からぬ。障がいのことが分からない。「困っているのでは」と気にはなるけれども、誰にその人のことを聞いたら良いか分からないという声があります。しかし、何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。ヘルプカードは、そのきっかけを作り、困った人を手助けするカードです。ヘルプカードは次のことが特に期待できます。

1つ目は、本人にとっての安心。これは何かあったときに、味方になって理解してもらえる、手助けしてもらえる。それは障がいのある人自身とっては何よりも安心です。

2つ目は、家族、支援者にとっての安心。「何かあったらどうしよう」緊急連絡先を携帯していることは、家族や支援者の不安を和らげます。

3つ目として、情報とコミュニケーションを支援。緊急時に必要となる情報をあらかじめ備え持つことができる。更に、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけとなります。

4つ目として、障がいに対する理解の促進となります。ヘルプカードは幅広く知

れわたることで初めて機能します。そのためには積極的なPRが必要となります。それによって、ヘルプカードを必要としている人の存在や障がい者への理解を広めることができる。

このようにヘルプカードを持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人々に手助けを求めたいときなどにヘルプカードを使い、手助けを求めることができ、手助けもしやすくなる。このヘルプカードを積極的に進め、活用することが地域との連携がより深まり、住みよいまちづくりになるのではないかでしょうか。本町においても、これと同じようなカードを推進されるとお聞きしております。現状その推進しておられるカードと、このヘルプカードについて、町の考え方をお聞かせください。

以上で通告どおり質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） それでは5番、吉立議員の第1番目、「道路・橋の老朽化について」のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の道路・橋の老朽化対策はどのように進捗しているのかにつきましては、田原本町では、これまで多くのインフラ施設として道路や橋梁を建設してまいりました。それら多くの施設が経年により老朽化しており、改修や更新が必要となっております。

本町における道路の老朽化対策につきましては、舗装補修等道路ストック総点検の結果に基づき、老朽化道路を計画的に補修や維持管理を行っていくことを目的とした調査、舗装の割れ（亀の甲）や凹凸の調査を行う路面性状調査を昨年度から行っております。昨年度は25キロメートルを調査し、今年度は30キロメートル余りを調査する計画です。今後も継続的な調査を行い、舗装状態の悪い主要路線を抽出し、計画的に補修を行ってまいります。

次に、町管理橋梁368橋に関しましては、そのほとんどが建設後40年以上を経過しており、橋梁長寿命化対策として平成21年度に72橋の目視調査を行い、平成22年度には橋長15メートル以上の40橋について橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。平成23年度には実施設計を行い、昨年度に3橋において修繕

工事を行いました。来年度までに早急に補修が望まれる7橋については修復工事を完了させる予定であります。また、今年度は近接目視調査による5年ごとの定期点検を予定しております。

橋梁施設を長持ちさせる最新の技術を導入し、更新時期の平準化並びに補修・更新費用の削減を図る施工を行い、施設の保全に努めてまいります。

次に、長寿命化計画に携わる技術者や技術力のご質問でございますが、昨年度、本町では橋梁の修繕工事を試験的に奈良県の垂直補完により施工したところです。

しかしながら、今年度からは、これを受けるためには一定の要件が必要となり、本町独自による設計施工管理が必要となりました。奈良県では、このため市町村の技能支援の一環として技術者研修を開催されております。本町では、これらを随時利用し、橋梁の長寿命化にかかる技術者の育成を図ってまいる所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 教育部長。

（教育部長 寺田元昭君 登壇）

○教育部長（寺田元昭君） 第2番目のご質問にお答えいたします。

幼稚園は、子どもが初めて出会う学校であると言えます。教育基本法では、平成18年の改正で「幼児期の教育」について追加され、続く平成20年の学校教育法の改正では幼稚園教育の目標が明記され、小学校や中学校につながる学校教育の始まりとして、幼児教育が明確に位置づけられております。

さて、議員がお述べの平成20年の「幼稚園教育要領」の改訂では、改善の方向性として大きく3つの柱が示されています。

1つ目は、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実。2つ目は、幼稚園での生活と家庭などの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実。そして3つ目が、ご指摘の子育ての支援と預かり保育の充実ですが、それには幼稚園の機能を活かした子どものよりよい育ちを実現する子育ての支援が求められていると共に、預かり保育は幼稚園の教育活動としての適切な実施が求められており、その充実が必要であるとされています。

そして預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮することとした上で、「教育課程の活動を考慮し、幼児にふさわしい無理のないものとすること。教育課

程の担当者との緊密な連携を図ること」 「家庭や地域での生活を考慮し、預かり保育の計画を作成すること」 「家庭との緊密な連携を図り、保護者の意識を高めること」 「地域や保護者の事情と共に幼児の生活のリズムを踏まえること」 「適切な指導体制を整備し、教師の責任と指導の下に行うこと」 の5つの留意事項が示されています。

すなわち、これらが預かり保育を実施していく上での課題であり、昨年度に奈良県内で公費による預かり保育を実施している公立幼稚園は、153園のうち72園で全体の47.1%でございました。

町立幼稚園では、これまで、何よりも子どもたちの育ちがその中心に置かれるべきであると考え、発達や学びの連續性、幼稚園生活と家庭生活の連續性を踏まえ、幼児期にふさわしい生活が損なわれることのないよう幼児教育に取り組んでまいりました。

現在、町部局では法律に基づく「田原本町子ども・子育て会議」が設置され、子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進について話し合いが進められております。

私ども教育委員会といたしましては、今後この会議で策定されます「田原本町子ども・子育て支援計画」に基づき、幼児教育のあり方について改めて研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 持田尚顕君 登壇）

○住民福祉部長（持田尚顕君） 続きまして第3番目、「ヘルプカード推進について」のご質問にお答えいたします。

ヘルプカードは、障がいや疾病のある人が普段から身につけておき、緊急時や災害時における支援が必要なときに手助けをしてもらいたいことを周りの人人に伝えるために使われます。

本町の取組みは、磯城郡地域自立支援協議会において作成した「災害時安心プロフィール」というシートを使用しております。3町共通の様式で、A4用紙両面に支援を必要とする情報を記載して、それを写真プリントのEサイズ程度の大きさに

折りたたみ、水濡れを防ぐため、封ができるナイロン袋に入れて携帯するようになっています。

東日本大震災では、障がいのない人に比べて、障がい者の死亡率が2.5倍にもなるというデータが発表されるなど、災害時、そして避難先で障がい者は極めて厳しい状況に置かれるということを踏まえ、特に災害時に、避難先への誘導や避難所で適切な配慮を受けることができるよう、必要な情報を記入するようになっております。

記載項目は、住所、氏名、生年月日、血液型や呼んでほしい人、かかりつけ医療機関、障がいの種類などです。更に避難先での医療的ケアや食事・排せつなど、特に配慮が必要な事項を記入することで、その把握が可能となっています。また、緊急時や災害時のほか、平常時においても支援が必要なときに利用ができるものでございます。

このシートを昨年8月から障害福祉の部署や社会福祉協議会、障がい者のイベント等でお配りしており、また、新たに障害者手帳を取得された方にお渡しをしているところです。今後におきましても周知に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 答弁ありがとうございます。少しお聞きしたいことがございますので。

先ほど道路・橋の関係で「来年度までに早急に補修が望まれる7橋について」とお述べになっておられるんですが、早急に補修というのはどういう状態なのか、少し教えていただきますか。

それともう1点、技術者の育成ということが、これから大変大事になってくると思うんですけども、町としては何名ぐらい技術者の育成を考えられておられるのか、それをよろしくお願ひいたします。

続きまして、幼稚園の預かり保育なんですけれども、平成20年の幼稚園教育要領で子育て支援の預かり保育の充実ということが第3番目に述べられておるんですけども、これは保護者の方が大変要望されておる事項でございます。まだ奈良県

では、公立のほうでは大体半分ぐらいしかできていないということなんですが、先ほど田原本町子ども・子育て会議で検討されておるということなんですねけれども、子ども・子育て会議に、この預かり保育という課題が上がってきたのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

次に、ヘルプカードなんですけれども、このヘルプカードの名称がですね、先ほども書いてあったんですけれども、「災害時安心プロフィール」という名称なんですね。何かあって、ご本人さんが意識不明、まあ意識不明とは言えませんけども、聞くときに「災害時安心プロフィール、持ってるか?」なんて長い言葉ではね、なかなかやっぱり聞きづらいと思うんですよ。これは、やはりここまで今までの行政側のネーミングだと思うんですけども。先ほど私が「ヘルプカード」という名前は、これは東京都が使っているネーミングなんですね。やはり誰でもがすぐ分かるような、言えるような、問い合わせできるような、簡単なネーミングが必要ではないかと思うんですけれども。

このネーミングということに関して、今後変えることができるのかどうか。その辺のところをちょっとお聞きしたいなと思いますので。

以上、3点ほどですけれども。全体的に3点ですけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 7橋の橋の状況のことについてのご質問だと思います。それと何名ぐらい技術者が必要なのかというご質問だと思います。

7橋につきましては、主に酸性雨によります剥離といいますか、コンクリートはアルカリ性ですので中和が起こりまして、つらら状になってしまふということで、橋自体の強度が落ちるということが主なものでございます。それと橋台にひび割れが発生する部分がございます。主なものはそういうことでございまして、鉄骨橋につきましては、さびなどがございます。そのような主な症状で早急にすぐしなければならないという状況ではございません。ただ、ほかの橋に比べて、そのような部分があるので、早急に修繕したほうがより長寿命化になるだろうということで修繕をさせていっている状況でございます。

そして、技術者のほうですけれども、今、土木職員の方、また下水道の職員の方

がいらっしゃると思います。今現在、建設課に配属されている方について、何名か技術職員がいますけれども、その技術職員を優先的に県との垂直補完、また水平補完、ほかの所属の水平補完でいろんな研修会がございますので、その研修会に参加をさせていただいて、技術力の向上に努めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 子ども・子育て会議におきましては、預かり保育の議論につきましては、これからされるということになっております。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 名称をヘルプカードとしたほうが分かりやすいのではないかというご質問でございます。

周囲の人に支援を求めるための手段としてヘルプカード、それからSOSカード、ヘルプ手帳などの呼び方があり、いずれも助けを求めるという意味で用いられているようでございます。

本町が使用しておりますのは「災害時安心プロフィール」という表記をしております。これは緊急災害支援のため、自身の情報を記載しているプロフィールのようなもので、また多くの情報を記載することが可能なようにA4用紙を使い、それを折りたたむということから、カードとは少しイメージが異なっております。「災害時安心プロフィール」と表記しております、あわせてその下に、より大きな文字で「あなたの支援が必要です」というふうなことを書いておりますので、支援をする人が支援の手を差し伸べやすいものと考えております。

現在このシートは、まだ1年を経過しておりません。当面この名称で使用してまいりたいと考えておりますが、今後磯城郡の単位で検討しておりますので、そういったご意見も参考にしてまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。

ちょっと、もう少し聞きたいのは預かり保育なんですけれども、今後子ども・子育て会議で検討が上がればするということですね、今のは。じゃなかったかな。上がってくるということだったんですかね、子ども・子育て会議で。

ちょっとその辺間違うと、また質問回数が増えていきますので。

要は、もし子ども・子育て会議で必要だという結論ができていたら、実施される可能性はあるのかどうかということが1つと、これは別に、文部科学省はこう出してきているんですけども、別に教育委員会の、そっちのほうでする必要もないんですよ、私から言わせれば。学童を住民福祉部でやっているはずですよ。その関連でやろうと思ったらできるわけですよ。何も難しいことはないんですね。その辺のところをちょっと。

1つには、もし子ども・子育て会議でやる方向で出てきたら、教育委員会としてはされるのかどうか。と同時に、住民福祉部にお聞きしたいんですけども、学童の延長として、これができないのかどうか。この2つ、よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 今のお尋ねでございますけれども、まずは特化して、そこの中で預かり保育について議論のテーマでということはありませんけれども、私たちの教育委員会のほうも当然そこの会議に参加しておりますので、この問題については、これから議論されるであろうということありますので、そういうことで部長がお答えを申し上げました。ただですね、この特化したものについて、もしかということになりますけれども、その直接の答えじゃないんですけども、子育て支援計画に基づきというふうに思っておりますので、当然その全体の子育て支援計画が町で策定されましたら教育委員会もそれに基づきということで参考にして実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 学童保育の関係でございます。

学童保育につきましては、現在の小学校1年生から3年生まで。今後におきましては6年生までに対象になります。したがいまして、学童保育につきましても小学生の在学という形になりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 議長のご指名によりまして、一般質問させていただきます。

私は就学援助制度について質問します。

経済的な理由で就学が困難な小中学生に、学用品代などを支援する就学援助の支給対象を4月から減らそうとする市町村が生まれています。というのは、安倍政権が昨年8月、今年4月、2015年4月の3段階で生活保護（生活扶助）の総額を計6.5%減らす方針を決めています。この生活保護基準引き下げに連動したものです。

就学援助は、学校教育法に基づき家計が苦しい世帯の小中学生に学用品、給食、部活動、修学旅行などの費用を支給する仕組みです。就学援助を利用する公立小中学生は全国で約155万人おり、全体の約16%で小中学生のおよそ6人に1人が援助を受けている計算です。4月から複数の市町村が就学援助の対象を縮減しようとしているのは、生活保護基準の引き下げが昨年8月から始まったためです。

本町を含めた市町村のほとんどは、就学援助の支給を決める所得基準を生活保護基準の1.3倍未満などと定めているため、生活保護基準引き下げと合わせて機械的に基準を引き下げるところが生まれているのです。このままでは、収入は増えないのに基準が下げられたため、前年まで使えた就学援助の対象から外される世帯が続出することも避けられません。消費税増税によって必要最低限の学用品をそろえるだけでも負担は増えるというのに、頼みにしていた就学援助が受けられなくなる、こんな理不尽きわまることはありません。

住民の要求や運動の力で、就学援助を生活保護基準引き下げと連動させず、独自の手立てで対象を減らさない市町村もなくありません。

そこで質問します。生活保護基準引き下げと連動させず、本町独自の手立てで対象を減らさないお考えはありますか。

次に、広報4月号の情報ホットラインのコーナーで「小中学生の就学援助」が掲載され、学校でも学校通信で保護者に知らされていることですが、非常に簡単で具体性に欠ける不親切なものだと思います。

資料として付けていますが、他市は家族構成、総所得など基準額の目安が示され、とても分かりやすいものになっています。難しさはあるでしょうが、もっと分かりやすい表現にする努力をすべきではないでしょうか。

そこでお聞きします。今後、就学援助のお知らせを更に分かりやすく改善するお考えはありますか。

次に、本町の就学援助の修学旅行費は、一定の額のみ（上限あり）支給されると聞きましたが、修学旅行は子どもにとって楽しく、一生の思い出になる、とても大切な行事です。一定額ではなく全額支給はできないものでしょうか。そのお考えはありますか。本町の子どもたちが「格差のないすばらしい教育を！」と願って、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 寺田元昭君 登壇）

○教育部長（寺田元昭君） 4番、森議員のご質問にお答えいたします。

昨年度から3段階で行われている生活扶助基準の見直しに伴う就学援助制度への影響に関するご質問でございますが、まず就学援助の対象区分としては、生活保護法の規定に該当する要保護者と、生活保護基準により算定される収入基準額以下に該当する準要保護者に区分されます。

このうち要保護者については、国の補助制度の中で実施されておりますが、準要保護者につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入される、いわゆる一般財源化されていることから、支給対象者の認定などは各市町村の判断で決定されることになっております。

本町では、準要保護者を認定する収入基準額を生活保護基準の1.3倍以下といたしておりますので、議員お述べのように生活保護基準の見直しにより基準額が引き下げとなれば、当然認定対象基準額は引き下げられることになることから、対象者への影響が生じることになります。

こうしたことから文部科学省は、生活保護基準の見直しに伴う昨年度及び本年度の国の対応を示し、その中で要保護者に対しては国の補助制度の中で影響を受けないように対応することとされました。

市町村に対しては、準要保護者に見直しの影響が及ばないよう適切に対応する依頼があり、本町としては見直しの影響が及ぶことがないように対応することといたしました。

しかしながら、本来このような国の制度見直しに伴い地方への財政的影響が生じ

る場合は、国の責任において措置されるべきものと考えております。よって、来年度以降見直しの影響については、今後国から何らかの財政措置の考え方が示されるものと考えております。

町といたしましては、この考え方により認定対象基準額を検討する必要がございますので、今後も国及び県内市町村等の情報収集に努め、就学援助制度の趣旨に基づいた適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、保護者に対するこの制度を周知する文面が簡単過ぎるのではないかとのご指摘でございますが、申請の前に、学校または事務局にご相談をいただきたいので、町広報紙や学校通信の文面は、できるだけ簡単明瞭にいたしております。

また、修学旅行費の支給額については、学用品などほかの費目と同じく国が定める「要保護児童生徒援助費補助金予算単価」を用いておりますので、現行の運用を維持してまいりたいと考えております。なお、今年度は消費税の増税には対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

今の答弁の中で、準要保護者に対しては「見直しの影響が及ぶことがないように対応する」ということでおっしゃってくださっているので安心したところ、そのあと「しかしながら」ということとかがずっと続いておりますので、何かあんまり安心できないなと思った次第です。

それと、就学援助の支給というのは、今現在の時点で援助を受ける対象という子どもたちが減らされているのか、または何人なのか分かれば教えていただきたいと思います。

それと、修学旅行の費用は全額扶助できないという答弁でございますね。これは非常に残念ですが、今後もちょっと、また検討していただきたいと思います。

それと、私の通告書の中に資料として、一宮市と町田市の就学援助に関するものをつけさせてもらいました。これを見ると、どういう方が援助の対象となるのか、基準額の目安はどうなのか、家族構成はどうなのかという、本当に具体的に例が出ていて分かりやすいと思います。また申請の方法はどうするんだとかというこ

とで懇切丁寧に書いてあります。本町とはその点全く違います。本町は4月号の広報に簡単に掲載されているだけで、その後学校通信で載っているのを見せてもらいました。広報よりも簡単になっているという学校もありました。ただ、平野小学校だけは別紙1枚に、やや詳しく親切に載せていただいておりました。

このお知らせ方法というのを通して私が感じたのは、この就学援助ということを本町として本気でこの制度があることを皆さんに知らせようとしているのか、またその内容を本当に分かりやすくしているのか、「相談に来てくれればいい」という受け身の姿勢だけではなくて、本当に子どもたちに格差のない教育環境を与えようとしているのか、そういう姿勢があるのかどうかというのを、私はふと疑問に感じました。

このお知らせの件ですが、もう少し工夫をすれば事務局に相談に行く前に、自分のおうちではどうだろうかという、当てはまるのかな、当てはまらないのかなという少しの判断もできると思います。今後、学校通信でお知らせの方法を改善して、工夫していくいただけるかどうか、そのお考えはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

2つ目の質問は、それだけです。

○議長（辻一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） まず就学援助の人数について申し上げます。

平成25年3月31日現在で、小中の要保護児童が23名、準要保護児童が218名、計241名でございます。そして平成26年3月31日付けの人数が要保護児童23名、準要保護217名、合計で240名でございます。

それから住民の皆様にお知らせする就学援助についての知らせにつきましては、収入等の確認等々の作業がございまして、やはりご相談していただきまして、その中でよく知っていただくというのがより細かく皆様に説明できるというふうに思っておりますので、今後も特別形式は変えずに、まずご相談をいただくということを念頭に考えておるところでございます。

○議長（辻一夫君） 4番、森議員。

○4番（森良子君） ありがとうございます。

学校通信というのは改善、工夫、更にされないということですね、今のお返事で

は。だから、そこを「しません」じゃなくて、もうちょっと考えて工夫していただきたいなと、優しく親切にお知らせしていただきたいなという私の要望でございますので、しっかりとそこをお願いいたします。

これからも来年度も本当に極力子どもたちに影響が出ないように、しっかりと援助していっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 答弁、よろしいですね。（「はい」と森議員呼ぶ）

以上をもちまして、4番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、阪東議員。

（1番 阪東吉三郎君 登壇）

○1番（阪東吉三郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

公営住宅の住民に安心・安定的供給について。

景気の悪化などから住宅困窮者は増加していると考えられ、市町村公営住宅の役割は大きくなっています。公営住宅を適切に管理し、建て替え更新、募集回数を増やすなどにより、住宅困窮者への住宅の安定供給を確保することが重要です。

ところで、本町内には金沢及び秦庄にある町営住宅と、笠形に県営住宅がございます。笠形の県営住宅は41棟208戸数あり、173世帯349人が住んでいらっしゃいます。県内でも比較的大きなものですが、昭和47年から昭和49年に建てられて約40年を経過しており、老朽化が進んでいます。他の県営住宅ではリニューアルや建て替えを行っているところもありますが、県は財政上の問題で笠形の県住は建て替えることを考えていないようですし、平成30年には募集停止の予定だそうです。そのため、笠形の県住にお住まいの方から将来の住居について不安を感じておられることをお聞きしております。

県は「奈良県住生活ビジョン」を提示し、時代のニーズにあった公営住宅の活用を図るとして県営住宅、市町村営住宅の連携と民間活力の活用を図ろうとしています。県や市町村が互いの役割分担を認識し、各々の取組みを進めることは重要であり、また互いに連携し、相乗効果により良質な公営住宅ストックの供給を進め、あわせて民間活力の積極的な導入により、更に質の高い公営住宅の供給を目指すとし

ています。

このような県の考え方に対し、町内の公営住宅に既に住まわれている住民及び公営住宅を必要とされる住民に対し、現在及び将来に安心・安定した住宅の提供について、町として今後のまちづくりを進める中で、公営住宅の存在をどのように位置付け、扱おうとしておられるのか、また県との協議、あるいは県への要請をされているのか、お尋ねいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問は終わらせていただきます。場合によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 1番、阪東議員の「公営住宅の住民の安心・安定的供給について」のご質問にお答えいたします。

笠形県営住宅は建築から長い期間を経て老朽化が目立っており、県住宅課では平成30年度で耐用年数が経過する住宅についての募集を停止することであり、その後の建て替えについて計画は白紙であることでございます。

また、公営住宅の取り扱いにつきましては、住宅に困窮している低額所得者に対し、低額な家賃で住宅を供給することが公営住宅の役割であると考えております。本町の町営住宅においても入居者が安心・安全に生活できる環境を整えた住宅の供給を進めるために、田原本町営住宅条例に基づき、より一層の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） 県住につきましては、確かに県の問題でございますけれども、笠形の県住にお住まいの田原本町住民の不安に対して、町としては、この方々の今後の住居の安定的な供給とか、そういう問題について県と相談、あるいは協議されるご予定はあるんでしょうか。その点、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 議員おっしゃるように、笠形県営住宅に関しましては田原本町の住民さんでございます。現在の状況につきまして、建て替えの時期に

転居されるということを余儀なくされる方もおられると思います。その件に関しては住宅課とのことで、このような対策をお願いしますということの要請はさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（辻一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） ありがとうございます。

今の答弁で住民の方も何らかの希望を持たれるように思いますので、鋭意努力して、その実行をできますように、ご努力お願ひしたいと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（辻一夫君） 以上をもちまして、1番、阪東議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

#### 総括質疑（報第6号より議第33号までの13議案について）

○議長（辻一夫君） 続きまして、今期定例会に一括上程いたしました報第6号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、訴えの提起についてまでの13議案について、去る2日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） このあと、またそれぞれの委員会等で審査をなさると思いますので概略、基本的なところで質問をしたいと思います。

議第24号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第1号）の中継施設建設事業、補正額3億543万円の説明を求めたいと思います。

これにつきましては3月議会で、この中継施設建設費としては建設工事費が7億2,095万4,000円、それから施工管理費が3,726万円、それから施設用地購入費1億5,000万円、水道事業負担金が1,400万円で、平成26年度は5億7,243万4,000円、そして、平成27年度は3億4,978万円で総事業費が9億2,221万4,000円ということになっております。今度補正を組まれます3億円の中身の説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（辻一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 補正が必要になった理由でございますが、本体工事部

分の建築部分でのくい打ちの事業費増とプラント部分の事業費が積算誤りでございました。くい打ちにつきましては、基本設計書を作成するに当たり、地質調査を実施しました。その結果、かなり軟弱な土質であり、耐震設計上の支持層到達には約35メートル以上が必要なことから、当初予算20メートル×30本から35メートル×75本に事業費が増えたことになります。また、プラント部分については、当初では貯留器の機械だけの予算を計上いたしており、積算の誤りでございます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 積算の誤りということでございますけれども、この補正額3億いくらかのお金と、当初予定しております9億2,221万円、それを合算いたしますと約12億2,764万4,000円の事業ということになりますが、それでよろしいですか。

○議長（辻一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） はい、それで結構でございます。

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） それでは議第31号の財産の取得について、入札状況について説明を求めます。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 入札状況につきましては、5月12日の月曜日に田原本町役場101会議室において、指名競争入札を実施いたしました。

指名業者は7社で、うち1社は辞退届の提出がありました。入札予定価格は1,181万4,120円、これは税込みでございます、に対しまして、落札金額は1,010万7,612円でございます。株式会社文政 田原本営業所、代表取締役虎走啓介が落札しており、落札率は85.6%でございます。

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） もう一度、落札率はいくらですか。すみません。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 85.6%でございます。

○議長（辻一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） この会社は去年、一昨年というふうに、落札しておいでになると思いますが、どちらかというと安い値段で落札をしていただいておるわけですけれども、安からう、悪からう、そういうことはないとは思いますけれども。もしもそういうことであれば、いろいろ問題があろうかと思います。

この町のほうが落札の仕様、注文の仕様をしておいでになると思いますが、それがきっと仕様どおり納品されているかどうか確認をされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 以前、色落ちなどの話が確かにございました。今回も製品に関しましては、職員が何回も何回も手で触って、色落ちなど、そして強度についてもチェックさせていただいて、だめなものはだめということでさせていただいている。そういうふうな製品のチェックにつきましては厳密にさせていただきます。

以上でございます。（「結構でございます」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 朝から大変根を詰めて議会がありまして、そろそろ最後かなと思いますので、一生懸命質問させていただきます。

まず、報第8号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について質問させていただきます。

この条例では限度額が変わると、国保税の限度額が変わりますよということが書いてあります。また町長の提案の中には、法定軽減制度というのが変わりますよということが、軽減判定所得算定式の一部を変えると書いていますので、その辺を詳しく説明していただけますか。そして限度額の変更と、法定軽減制度の変更でどのくらいの人が影響あって、いくらぐらいの影響額が出るかということもあわせて答弁を求めます。

○議長（辻一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） それでは国民健康保険の、まず限度額の変更から申し上げます。

国民健康保険税は医療分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ

たものとなっており、それぞれに課税限度額が設けられております。その課税限度額のうち、後期高齢者支援金分を14万円から16万円に、介護納付金分を12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げる改正で、今回改正のない医療分の51万円を合わせまして77万円の限度額を4万円増の81万円に引き上げるものでございます。

今回の限度額引き上げによる影響でございますが、約230万円の賦課額の増を見込んでおりまして、対象が100世帯と見込んでおります。

それから法定軽減制度の関係でございます。

国民健康保険税の7割、5割、2割の軽減措置のうち、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算式中、これまで世帯主を除くとなっていたものを世帯主も含めて計算するもので、1世帯当たり24万5,000円の判定所得の拡大となるものでございます。

また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げる変更で、共に軽減対象者の拡大を図るものでございます。この影響額につきましては、1,780万円の賦課額の減を見込んでおりまして、影響の人数が660人、それから影響世帯が300世帯と見込んでおります。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そこで限度額変更というのは国のはうで決まったわけですが、この限度額をそのまま田原本町がすぐ上げるかどうかというのは田原本の判断だと思うんですね。その点では、もう少し様子を見ることもできるだらうと思います。その点で、直接喫緊の課題という形で、これは専決されたわけですからね。なぜ専決をしないといけないほど急がれるのかというところが知りたいわけです。限度額変更を今回議会にかける前に上げられるという理由は何かと。

特に今法定軽減のはうは少し下がるということですけれども、田原本町の国保会計はゆとりがあるという状況だと思うんですね。その点では、そんなに喫緊の、これを上げないと財政が破綻するわけでもありませんし、そこを専決で上げられた理由を述べてください。

○議長（辻一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君）　今回の改正につきましては、税制改正とあわせた形で考えております。確かに田原本町独自の条例でございますので、限度額を直ちに上げる必要はないのではというようなお話でございます。確かにそうでございますが、他市町村の状況もございますので、あわせて限度額を変更させていただいたということでございます。

それから、その専決につきましても、税制改正との連動という形で専決処分をさせていただいたというところでございます。

○議長（辻一夫君）　9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　他市町村との関係だという話をされました。そうしたら、市は大体「国保料」という形でやっておられるところが多いですよね。市の中で今提案されている81万円の限度額に揃えているところは12市のうち何市あるんですか。今回上程されているという情報も入れて、どれだけあるかということを教えていただけますか。

○議長（辻一夫君）　住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君）　県内の市の状況はどうかというお話でございます。正直申し上げて、12市の状況はどうかということは、正確な数字は把握しておりません。町ベースでいきますと、当然この機会、この時期に改正を図られるということで考えておりまして、町村で申し上げますと8町村は専決をされるということで聞いております。

○議長（辻一夫君）　9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　この項目で3回目になりますのであれですけど、やっぱり厳密に答えないと、「他市町」と言わると「市」が入って来るわけですよね。実態に合いませんよね。その点は今回初めての答弁の機会ということですので、今後よろしくお願ひします。

それで、次ですね。議第24号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第1号）について質問させていただきます。

まず通告させていただいた1番目、中継施設建設事業費がどうなっているのかということでは、参事が手ぐすねを引いて待っておられると思いますので、全体計画策定はパシフィックコンサルタンツという会社がされていますよね。このパシフィ

ックコンサルタンツが設計をされて予算を立てられたかどうかは分かりませんけれども、設計の段階で脱臭装置、エアーカーテン、ダストドラム、倉庫、車庫、事務所、これを造るという設計になっていますよね。この中で、どれが漏れていたかということを知りたいんです。そのことについて答弁を求める。

それと交流促進施設ですけれども、これは一応取得が年度が変わったからというようなことをどこかで聞いたような気がしますけれども、まだ議会では答弁をもらっていないかなと思いますけど、どのように変更されたかということと、その理由とをよろしくお願ひします。ついでに、事業内容はどこまで具体化されているのかというのもよろしくお願ひします。

それと、火葬場整備事業補助金というのが計上されました。当初、これは当初予算に入っていたなかったというものが入って来たので、これが緊急にここに計上された理由というのを教えてほしいと。

また、一番今回の補正予算で大きな金額を占めている、がん検診委託料というものが、これもなぜ当初予算に入らず補正予算に入って、ここに来たのかと、その経緯を説明してください。

○議長（辻 一夫君） それでは、総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） プラント設備の中で漏れているものにつきましては、積替え搬出設備、環境保全設備、排水処理設備、給水設備、電気設備、計装設備、その他の設備でございます。

以上でございます。（「それが抜けていたんですか」と吉田議員呼ぶ）  
はい。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 交流促進施設整備事業につきましては、施設用地の取得を土地開発公社が行うため、土地の地積更正による登記作業を行ってまいりました。しかし、土地所有者の相続登記等の事情により時間を要したため、年度内に地積更正登記が困難となり、4月7日に登記が完了しました。今後、売買契約を締結するために改めて2億3,010万円とするものです。

なお、今年度予算化しております6,430万円は土地所有者の1人が賃貸契約を希望されておられましたので、予算化したものでございます。現在は売買を視野

に入れて協議をしております。

また、事業内容の具体化につきましては、昨年度策定予定の基本構想を繰越事業といたしまして、今年の6月末の完了を待ち、今後は施設用地の開発許可申請など法的手続きをっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 火葬場の整備事業補助金の関係でございます。これは教安寺の火葬場の火葬炉の再燃焼フード部分の耐火物が点検により劣化しているということが判明して、急遽補修が必要となったことから今回改修を予定をされるものでございます。

それから、がん検診の関係の補正予算になったのかにつきましては、がん検診につきましては、女性特有のがん検診の無料クーポン事業を平成21年度から平成25年度の5年間、一定の年齢の方を対象に実施をしたところでございます。今回この未受診者に対して、国の昨年度補正予算で措置されました「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」を活用し、再度無料クーポンを配付して受診の促進を図るものでございます。なお、昨年度の未受診者は国の予算措置の関係で来年度の予算編成で検討されると承知しております。

そこで、なぜ補正予算になったのかでございますが、本年2月6日に国の補正予算が成立したところでございまして、この時期では、本町の当初予算計上に要することには難しく、時期の関係で今回の補正予算での計上となったところでございます。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたらですね、中継施設で、対象が積替え施設とか環境といったらエーカーテンとかですよね。給水、排水、それが全部抜けていたと。なぜそんなことになったのかということを聞かないと、なかなか得心はいかないということなんです。

その点では、1人が作業をして、1人がやっているんじやなくて、1人が作業をして、1人がチェックして、更にまた上司がチェックしていくと、最終的には副町

長や町長がチェックをした上で予算というのが出てきていると思うんですね。そのためのヒアリング等をやっておられると思うんですね。その点では、なぜこんなことになったのかということを答えてほしいんですけども、参事、答えられますか。それとも副町長がよろしいですか。どちらでも結構です。明確な答弁をお願いします。

○議長（辻一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 漏れている以外の部分で予算計上させていただいたのが受入れ共通設備（ホッパ・ダストドラム）でございます。これでプラント設備は、積み替えができるという理解をしておりました。後の今抜けていた部分につきましては、建築工事の各施設の中で今の漏れていた部分が貰えるということで予算計上させていただいて、その後に実施設計をするに当たって、各関係のところから見積もりを徴した結果、別にプラント設備として、先ほどお答えさせていただいた設備が必要ということが判明をいたしました。それで積算の誤りということで、今回補正をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 重大なミスですよね。基本的なミスと言えば、基本的なミスですし。これはやっぱり全体がチェックできなかつたというのは問題だと思うんですね。それはちょっと副町長、なぜそうなったか。その時点でのチェックはどうなっていたかということを、先ほど答弁したいという話でしたので、ぜひちょっと答えてほしいと思いますので、お願いします。

○議長（辻一夫君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） ありがとうございます。

今の中間施設は参事のほうからご説明申し上げましたけれども、性能設計で発注しますので、コンサルのほうで基本構想から実施設計という形に移ってきたわけでございますけれども。時間的な制約もありまして実施設計の最終版が3月になって出てきていたという、時間的なミスがあったことは事実でございますけれども。その中で、メーカーさんから設計を組むに当たって参考資料をいただいて、コンサルさんのほうでいろいろ積算していただくんですけれども、その捉え方に若干の誤りがあった、建築工事と機器、プラント等の機器ですね、の区分とこら辺に取り違え

があったというのも1つのところでございます。今参事のほうから申しましたように、造成工事であるとか、プラント設備であるとか、詰め替え環境、個々の諸施設についての漏れの説明をさせていただきましたけれども、その辺について出てきた見積書の捉え方の誤りがあって、できるだけ安価にしようというところで、言葉が適正かどうか分かりませんけれども、安いところばかりを積み上げた形の積算をやらせていただいたところもありましたので、その辺で計上の区分が確認できておらなかつたというミスも重なつたというのが今回の補正をお願いする原因でございます。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 何か違うんですよね、参事の答えと副町長の答えがね。

参事の答えは、要するに積替え施設とかが漏れ落ちていたという答弁でしたよね。ところが副町長は安いものを積み重ねたという答弁をされましたよね。全く違いますよね。私はちゃんと仕事していただいていると思っておるんです。しかし、矢部の人たちがこれを聞いたらどう思うかと。「へえー、そんなもんが入らんと予算化されてたん」と。そうしたら、万全なものを造るという説明を聞いても信じられないと、本当にちゃんとできるのかというところになってきますよね。

その点では、パシフィックコンサルタンツが適正なアドバイスをしなかつたのかなということにもなるんですよ。なぜこうなったかというのは、そのコンサルタント会社が間違っていたのか、担当者が間違っていたのか。副町長は間違いはありませんよね。その辺を明確に、今回はどこが間違ったから、こういうことの予算を計上するという恥ずかしいことになったのかというところを、ちょっと最後明らかにしてください。これは誰が答弁してもらっても結構ですから。

○議長（辻一夫君） 一般会計の関連はこれが最後ですので、的確に回答お願いしたいと思います。総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） コンサルが間違いかどうか分かりませんが、あくまでも予算計上させていただいたのは職員でございます。私でございます。私の責任でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、次に行きます。

議第26号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

なかなか難しいことがたくさん載っていますので分かりやすく、どういうふうに変わるのでかと、すぐ分かるような感じで説明してください。

○議長（辻一夫君）住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君）議第26号の田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。今回の改正につきましては、まず住民税等において金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び特定公社債に対する課税方式が変更されることに伴い、これに準じまして国民健康保険税の課税対象所得の範囲を見直すため、所要の規定整備を行うものでございます。

主な改正の内容につきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象に国債、地方債などの特定公社債の利子が追加されたところでございます。また株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等（未公開株式、一般公社債等）に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等（上場株式、特定公社債、公募公社債投信等）に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことにより、一般株式等と区分して、新たに上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設するものでございます。

更に条約適用配当等に係る分離課税の対象に、特定公社債の利子等を追加するものでございます。

このほか課税標準の計算に係る細部の定めであり、地方税法では国民健康保険税について独立した規定を置いていないことから削除するというものが本案の主な内容でございます。

○議長（辻一夫君）9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）あんまり分からなかったんですけれども、上場株式と国債や地方債という配当所得とを1つにまとめて損益通算しようということですね。上場株式で損が出たら、国債や地方債の配当に補填できるということは、反対に言ったら、課税額が少なくなるということが予想されますよね、分離されますからね。

その点では、これによって国民健康保険税が、今年のは分からぬと思いますけど、昨年の試算したらどのくらいの影響が出るかというのは分かりますか。

○議長（辻一夫君）住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君）昨年の試算での数値がどうかというお尋ねでござい

ますが、これは実際どれぐらいの影響があるかというのは、今の時点では把握はいたしておりません。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 次へ行きます。

次ですね、議第31号、先ほど西川議員からもありましたけれども、一応80数%の落札ということをおっしゃっていました。ただ、今回は指名競争入札でしたよね。1社は辞退されてて、2社は予定価格をオーバーですよね。その点ではどうなんだろうと思うんです。先ほどは、ちゃんとしたものが納品されますよと。チェックして納品、受け取りますよという話だったんですけども。その点では、物品入札に関しては今予定価格は公表せずに、何も公表せずに入札されていますよね。本来普通の工事、建設、土木関係でしたら予定価格も最低制限価格も出した上で入札されていると。予定価格をオーバーしたら無効ですよという形になりますよね。その点では、あまりこの入札で落札したいという業者というのは少ないような感じを受ける入札結果かなと思っているんですけども。

その点で、今後のこともありますので聞きたいんですけども、この落札価格が935万8,000円というのは、これは消費税を入れたら1,010万7,000円ですか。この価格が昨年、一昨年と比べて、直接は比べられないと思うんですよ。45リットルがいくらとか、30リットルがいくらとか、中身が違うと思うんですけども、比べてどういう金額なのかなというところを示してもらえますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） まず単価の比較を言わせていただきたいと思います。

本年度のごみ指定袋の平均単価は9.2円で110万枚、そして昨年度は平均単価7.7円で112万枚、平成24年度は平均単価6.8円で122万枚の購入でございます。平均単価の比較でございますけれども、昨年と比較いたしまして18.2%増、原材料の高騰及び消費税の増税等によるものでございます。また、平成24年度と比較いたしましては34.2%増でございます。やはり原材料、そして原油の高騰、また人件費、また円安等によって上がっていると思います。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなかそう言われても、実態は分からぬというのがあれ

なんですかけれども。またその点は平均単価じゃなくて、種類別の単価というのをまた教えてもらいたいと思います。種類別単価は分かりますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 家庭用のごみ袋なんですかけれども、平成24年度、小20リットルで単価が3.14円でございます。そして平成25年度は4.82円、平成26年度は4.86円でございました。中の30リットルで4.27円、平成25年度は4.66円、平成26年度は5.21円でございます。45リットルの大につきましては、平成24年度は7.53円、平成25年度は9.03円、平成26年度は10.03円ということでございます。また、事業用につきましては、平成24年度、平成25年度でございますけれども、平成24年度は13.47円、平成25年度は9.55円でございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今回は事業用は発注しなかったということでしょうね。それでは次へ行きます。議第33号、訴えの提起についてです。

高額所得者が再三の明け渡し等にもかかわらず出て行ってくれないと、だから裁判で訴えますよということですけれども。それで基本的なことを聞きますけれども、法律上あるいは条例上、明け渡しの収入基準といいますか、そういう条件がどうなっているのかと、それとこの該当される方の所得ですよね、この方は奥様が元々田原本町の指名業者をされていましたよね。その点の所得も入れて、過去はどういうふうに超えてきたのかというところを教えてほしいと。

なぜ裁判に訴えることになったのかという交渉の経緯ですね、ここについて説明してください。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） すみません。個人の所得につきましては、今現在資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと説明することができません。

そして高額所得と明け渡しの法的な話などをさせていただきたいと思います。

高額所得につきましては、5年以上の入居で2年連続して政令月収が31万3,000円以上である者に対して高額所得者の認定を行います。また、認定後は住宅

明け渡しについての指導を行い、明け渡しの意思がない場合には田原本町営住宅条例第32条により住宅の明け渡しを請求いたしますということでございまして、町の金額以上になったので明け渡しを以前からしてくださいということでさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私は交渉の経緯というのも聞きましたよね。要するに、超えたら自動的に裁判ですか。そこを聞きたいんです。

それと、今田原本町は公営住宅については地元自治会に委託していますよね。地元自治会が入居だけと違って管理ということもされていると思うんですね。それはどこまで協力していただいたのかというところもあわせてご答弁願います。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 交渉につきましては、平成25年9月20日と平成26年数回やっています。平成23年、平成24年、平成25年、平成26年とずっと毎年毎年高額所得者の認定をさせていただいて、明け渡し請求の予告発送なり、電話で「出てください」という退去の話もさせていただいております。

昨今は、この間なんですけれども、もう一度本人と面会をしていただいて、「出てください」ということで、本人がもう話にならないということになって今回に至ったような経緯でございます。（「地元自治会との絡みはどうなるの」と吉田議員呼ぶ）

地元自治会には自治会長とは十分相談をさせていただきます。入居に関しましても地元自治会と町との話し合いの中で、条件に満足する分に関しましては入居ということさせてもらいます。

○議長（辻一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） もう1つ聞きたいのは、1つは、この奥様は指名業者でしたよね。指名業者が所得が多いのに出て行ってくれないというところで、指名業者に入れるわけにいかないという話をそこでしてもらわないといけないんじゃないかなと思うんですけども、そういうチェックはかかったんですか。

それと先ほどもありましたけど、地元自治会が管理をしているわけですよね。町

と自治会だけの話じゃなくて、自治会長さんも入れて「出て行ってくれるか」という話を、そこを協力してもらわないとだめなんじゃないでしょうか。それはないんですか。この2つ答弁願います。

○議長（辻一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） まず、自治会長さんの話ですけれども、当然自治会長さんと私どもが双方話し合いをさせていただいて、退去の申し入れをさせていただいている。

そしてもう1つは指名業者ということですけれども、そこら辺に関しては、正直チェックは漏れていきました。申し訳ございません。

○議長（辻一夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻一夫君） これにて総括質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後3時12分 散会